

# 令和元年11月記者懇談会

日時 令和元年11月29日（金）  
午後2時  
場所 政策会議室

## 1 市長あいさつ

## 2 市政記者クラブからの質問事項 (幹事社 中日) なし

## 3 市からの発表事項

- (1) 令和元年新城市議会12月定例会提出議案について (行政課・財政課)
- (2) 新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)についての  
パブリックコメントの実施について (福祉課)
- (3) 新城市消防団総合計画(案)についての意見募集  
(パブリックコメント)の実施について (消防総務課)
- (4) 令和元年度25歳成人式の開催について (まちづくり推進課)

## 4 その他

### 資料提供・情報提供

- (1) 第5期新城市若者議会活動スケジュールについて (まちづくり推進課)
- (2) わかものまちサミット2020開催について (まちづくり推進課)
- (3) しんしろまちなか映画祭2020の開催について (自治振興課)

## 5 行事予定表

次回開催日 12月25日(水) 午前10時30分

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和元年11月29日	
担当課・室	行政課	
担当職・氏名	課長	阿部 和弘
連絡先（電話）	(0536) 23-7611	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	gyousei@city.shinshiro.lg.jp	

件名	令和元年新城市議会12月定例会提出議案
----	---------------------

## 内容

令和元年新城市議会12月定例会に提出する議案は、次のとおりです。

- 報告を行うもの 2件（報告第15号・報告第16号）
- 条例の制定・改廃に関するもの 40件（第83号議案～第122号議案）
- 予算に関するもの 5件（第123号議案～第127号議案）
- 工事請負契約に関するもの 1件（第128号議案）
- 財産の処分に関するもの 2件（第129号議案・第130号議案）
- 人事に関するもの 1件（第131号議案）
- その他 6件（第132号議案～第137号議案）

※ 各議案の内容は、別冊のとおりです。

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和元年11月29日	
担当課・室	福祉課	
担当職・氏名	課長	大橋健二
連絡先(電話)	(0536) 23-7624	
連絡先(FAX)	(0536) 23-7699	
(メールアドレス)	fukushi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)についてのパブリックコメントの実施について
----	---

## 内 容

新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく、地域福祉の推進を趣旨とする市の「地域福祉計画」と、地域福祉の推進を実働的に担う社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体として策定するものです。

近年の社会情勢の変化や、新たな地域課題に対応するため、現行計画の計画期間満了に伴い、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、第3次計画を策定します。

市では、有識者などからなる新城市地域福祉計画策定委員会を設置し、検討を進めています。検討している計画(案)に対して、パブリックコメント手続き制度により、意見を募集します。

※計画(案)は、パブリックコメントの際に市ホームページに掲示します。

## 別添資料

新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)のパブリックコメント実施方法について

## 新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）のパブリックコメント 実施方法について

新城市の基本的な計画等に係る素案の事前公表と市民意見の提出手続に関する要綱（新城市パブリックコメント手続要綱）により、新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）を下記のとおりパブリックコメントに付します。

1. 募集期間 令和元年12月20日（金）～令和2年1月20日（月）  
※市ホームページ、広報ほのか1月号に掲載
2. 趣 旨 新城市の地域福祉に関する計画を本年度中に策定するため、計画策定委員会を設置し検討しています。計画策定委員会で検討している「新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」に対して、パブリックコメント手続き制度により、意見を募集します。
3. 計画の内容 (1) 計画の策定にあたって  
(2) 新城市の状況  
(3) 計画の基本的な考え方  
(4) 地域福祉の推進  
(5) 計画の推進体制
4. 閲覧期間 募集期間と同じ
5. 閲覧場所 (1) 新城市ホームページ  
(2) 窓口での閲覧  
午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）  
本庁福祉課地域福祉係、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課
6. 意見提出方法 住所と氏名を記入の上、(1)から(4)のいずれかの方法による。  
(1) 本庁福祉課地域福祉係に持参。  
※ただし、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。  
(2) 郵送（募集期間最終日消印有効）  
宛先：〒441-1392（住所不要）  
新城市役所 福祉課 地域福祉係あて  
(3) ファックスで送信  
ファックス番号 0536-23-7699  
新城市役所 福祉課 地域福祉係あて  
(4) Eメールで送信  
メールアドレス fukushi@city.shinshiro.lg.jp  
※電話による意見の提出は、受け付けない。
7. 公 表 提出された意見に対する個別の回答は行いませんが、市の考え方を整理して本庁福祉課、市ホームページで公開します。
8. 問合せ先 新城市 健康福祉部 福祉課 地域福祉係  
電 話 0536-23-7624  
Eメール fukushi@city.shinshiro.lg.jp

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和元年11月29日	
担当課・室	消防総務課	
担当職・氏名	参事	加藤正文
連絡先(電話)	(0536) 22-4803	
連絡先(FAX)	(0536) 22-4821	
(メールアドレス)	soumu-shoubou@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市消防団総合計画(案)についての意見募集(パブリックコメント)の実施について
----	--

## 内容

### (1) 計画要旨

消防を取り巻く環境は近年大きな変化がみられ、災害事故の様相変化、社会経済の変化、科学技術の進歩、更には消防に求められる活動の変化などこれらの環境の変化に対応していくことが大きな課題となっています。そのような中、発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとした大規模な自然災害に対する防災力の底上げは喫緊の課題であり、対策として消防団の充実強化が欠かせない状況となっています。

このようなことから、本市消防団が環境の変化に柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的にこの計画を策定します。

本市では、安全安心な暮らしを確保するため、広く皆様のご意見をいただきながら策定していくこととしていますので、皆さんの思い描く将来の新城市消防団の姿について、多くのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(2) 発表日 令和元年12月17日(火)

(3) 募集期間 令和2年1月15日(水)

(4) 提出方法 住所と氏名を記入の上、次の①から④のいずれかの方法とします。

なお、口頭や電話による意見は受け付けず、また、提出された意見に対する個別の回答は行わないこととします。

① 消防本部消防総務課に持参

② 郵送(消防本部消防総務課あて)

③ ファックスで送信(消防総務課 0536-22-4821)

④ Eメールで送信(消防総務課 soumu-shoubou@city.shinshiro.lg.jp)

(5) 閲覧場所 次の4箇所とし、電話・窓口対応は、土・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。

① 市ホームページ(消防総務課)

② 消防本部消防総務課

③ 鳳来総合支所地域課

④ 作手総合支所地域課

(6) 公表資料 次の資料とします。

① 「新城市消防団総合計画(案)」概要版(別添のとおり)

② 「新城市消防団総合計画(案)」(別添のとおり)

# 新城市消防団総合計画（案）の概要

新城市  
（消防団事務局 新城市消防本部消防総務課内）

## 新城市消防団について

平成17年度の市町村合併を経て、平成20年度に発足した本市消防団は、当初、6方面隊16分団48班体制の下、条例定員980名のところ実員949名で出発しました。

その後、人口の減少にともなう団員数の減少とともに、組織を維持するためやむを得なく分団及び班が統合されていった結果、令和元年度現在で6方面隊14分団42班体制となり、条例定員は980名を堅持してきましたが、実員は839名と大幅に定員を割り込む状況となっています。

今後、更に実員は減少傾向にあるため、組織の立て直しが喫緊の課題となっております。

## 計画の概要

### ■ 目的

消防を取り巻く環境は近年大きな変化がみられ、災害事故の様相変化、社会経済の変化、科学技術の進歩、更には消防に求められる活動の変化など、これらの環境の変化に対応していくことが大きな課題となっています。そのような中、発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとした大規模な自然災害に対する防災力の底上げは喫緊の課題であり、対策として消防団の充実強化が欠かせない状況となっています。

また、平成25年には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(以下「消防団等充実強化法」という。)が制定されて、その基本理念を踏まえ、スピード感のある新たな施策を展開し、地域防災力の強化を目指すことが求められています。

このようなことから、本市消防団が環境の変化に柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的にこの計画を策定します。

### ■ 位置付け

2019年度から施行された「第2次新城市総合計画」(以下「第2総計」という。)において、その将来像として掲げる「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するための基本計画のひとつ「Ⅱ-3-⑥ 消防体制を充実します」を施策単位として、本市における地域防災力の中核として、他に代替性のない存在である消防団の方向性を総合的かつ計画的に定め、将来にわたり持続可能な消防団組織を確立するため、新城市消防団総合計画(以下「団総計」という。)を位置付けています。

### ■ 期間

計画期間は、2020年度から2029年度までの10年間とします。(第2総計施行年度の翌年度から第2総計終了年度の前年度まで)

### ■ 計画方針

この計画は、基本構想及び基本計画により構成します。

基本構想	第2総計に掲げられた将来像の実現に向け、消防団に係る目的達成のため、基本構想を掲げ、消防団行政の施策大綱を示すものです。
基本計画	基本構想と施策大綱で示された施策方針を「かたちづくり」、「ものづくり」及び「ひとづくり」の観点から、これらを推進するための目標を示すものです。

### ■ 基本構想

この計画の柱として掲げる基本構想は、これまでの条例定員であった980名を見直し、新たに825名という計画期間において持続可能な定員を示し、その定員に占める基本団員の最低人員等を「消防団ボーダーライン」と定め、そのライン割ることのないようあらゆる施策を実施することを規定するものとなっています。

施策の体系

■ 体系一覧

【目指すべき将来像】

持続可能な消防団であるために  
「消防団ボーダーラインを堅持せよ」

【施策大綱】

消防団かたちづくり

「かたち」無くして、  
「もの」は作れず。

消防団ものづくり

「もの」無くして、  
「ひと」は守れず。

消防団ひとづくり

「ひと」無くして、  
「かたち」は生まれず。

- (1) 組織再編に向けた指針を作成します
- (2) 消防団に対する地域の理解を深めます
- (3) 消防団への加入を促進します
- (4) 機能別消防団員の拡充を検討します

- (1) 消防団施設を計画的に整備し適正に管理します
- (2) 消防団車両を計画的に整備します
- (3) 消防団の装備及び被服等を計画的に整備します

- (1) 消防団員の知識と技術の向上を図るとともに負担の軽減に努めます
- (2) 消防団員の処遇の改善を図ります
- (3) 消防団員の魅力を発信します

基本構想

基本計画

# 新城市消防団総合計画 (案)

(2020年度～2029年度)



新城市消防団イメージキャラクターまもりん

新城市



## 新城市消防団総合計画 目次

### 序 論

#### 新城市消防団総合計画の位置付け等

- 1 策定の趣旨
- 2 位置付け
- 3 構成
- 4 計画期間
- 5 計画策定までの経緯
- 6 新城市消防団の現状

### 基本構想

#### 第1 消防団の目指すべき将来像

**持続可能な消防団であるために「消防団ボーダーラインを堅持せよ」**

#### 第2 施策の大綱

- 1 消防団かたちづくり
- 2 消防団ものづくり
- 3 消防団ひとつづくり

### 基本計画

#### 1 消防団かたちづくり

- (1) 組織再編に向けた指針を作成します
- (2) 消防団に対する地域の理解を深めます
- (3) 消防団への加入を促進します
- (4) 機能別消防団員の拡充を検討します

#### 2 消防団ものづくり

- (1) 消防団施設を計画的に整備し適正に管理します
- (2) 消防団車両を計画的に整備します
- (3) 消防団の装備及び被服等を計画的に整備します

#### 3 消防団ひとつづくり

- (1) 消防団員の知識と技術の向上を図るとともに負担の軽減に努めます
- (2) 消防団員の処遇の改善を図ります
- (3) 消防団員の魅力を発信します

### 資料編

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」

## 序 論

### 新城市消防団総合計画の位置付け等

#### 1 策定の趣旨

消防を取り巻く環境は近年大きな変化がみられ、災害形態の変化、社会経済の変化、科学技術の進展、更には消防に求められる活動の変化などこれらの環境の変化に対応していくことが大きな課題となっている。そのような中、発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとした大規模な自然災害に対する地域防災力の底上げは喫緊の課題であり、対策として消防団の充実強化が欠かせない状況となっている。

また、平成25年には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下「消防団等充実強化法」という。）が制定されており、その基本理念を踏まえ、スピード感のある新たな施策を展開し、地域防災力の強化を目指すことが求められている。

この計画は、本市消防団が環境の変化へ柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的に策定する。

#### 2 位置付け

2019年度から施行された「第2次新城市総合計画」（以下「第2総計」という。）において、その将来像として掲げる「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するための基本計画のひとつ「Ⅱ-3-⑥ 消防体制を充実します」を施策単位として、本市における地域防災力の中核として、代替性のない存在である消防団の方向性を総合的かつ計画的に定め、将来にわたり持続可能な消防団組織を確立するため、新城市消防団総合計画（以下「団総計」という。）を位置付けるものである。

**【目指すべき姿】Ⅱ 快適で潤いある「ちいき」に暮らしています**

**【政策目標】 3 人生100年の安全安心をつくります**

**【施策】基本計画 ⑥ 消防体制を充実します**

**【計画背景】**

人口減少に伴い若年層の減少も進むことから、地域防災力の中心となる消防団の担い手確保に課題が生じます。

**【施策の基本方針】**

地域防災力の強化を図り災害に強いまちづくりを進めるため、消防団（をはじめ、防火協力団体）の充実を図り、市民の安全安心を確保します。

**〈取組み内容〉**

消防団活動の見直しを行い、団員の負担軽減を図り加入を促進します。

### 3 構成

この計画は、基本構想・基本計画により構成する。

基本構想 第2総計に掲げられた将来像の実現に向け、消防団に係る目的達成のため、基本構想を掲げ、消防団行政の施策大綱を示すもの。

基本計画 基本構想と施策大綱で示された推進方向を「かたちづくり」、「ものづくり」及び「ひとづくり」の観点から、これらを推進するための目標を示すもの。

### 4 計画期間

- (1) 基本構想は、「第2総計」の計画最終年次の2030年度の前年度である2029年度を計画期間とし、その翌年度を本計画の評価年度と定め、更新されるであろう次期新城市総合計画に記載すべき行政目標の計画検討年次にあてるものとする。
- (2) 基本計画は、基本構想の計画期間にあわせ、ハード面及びソフト面の基本的な実施施策を示す。
- (3) 基本計画を実行するための手段となる「個別計画」については、別途作成し、毎年、必要に応じ修正する。

### 5 計画の推進体制

この計画は、消防団自身が考え、行動することを市がバックアップするのが基本であり、計画の推進についても消防団が主体となる。

市は関係者との調整等、環境整備が役割となるため、地域の実情を把握し、管轄する方面隊・分団、また近接する分団の意見を尊重するとともに、地域自治区をはじめ各自治会（区）との調整を図りながら、住民の合意形成を得るよう努めるものとする。

### 6 計画策定までの経緯

新城市消防団は、いわゆる平成の大合併を契機に、平成17年10月に旧新城市・鳳来町・作手村の3つの消防団組織をそのまま継承し新城市消防団連合会として運営を開始した。平成20年4月1日には、組織を統合・再編し、6つの方面隊からなる「新城市消防団」を発足した。以降、現在に至るまで、地域に密着した消防機関として郷土愛護と消防使命のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っている。

しかし、その間に消防団を取り巻く環境は大きく変化し続け、人口

減少、少子高齢化の進行に加え、地域における住民連帯意識の希薄化などによって、団員の確保に大きな影響を与えることとなる一方、「消防団等充実強化法」の施行にともない、地域防災の中核に位置付けられた消防団に求められる住民ニーズは高まるばかりである。

そこで、「第2総計」の施行を契機に、今後、いかなる環境の変化にも耐え得ることができる消防団行政の柱となる計画の策定が必要不可欠なものとなった。

## 7 新城市消防団の現状

### (1) 組織体制及び団員の変遷

平成17年の市町村合併において多団性（3団18分団63班、本市消防団条例で規定する定員（以下「条例定数」という。）1,138名）を採用した本市消防団が、平成20年度から1団となり新たな組織体制として船出した。

新体制当時、6方面隊16分団48班体制の下、条例定数980名の実員949名で発足したが、その後、人口の減少にともなう団員数の減少とともに、組織を維持するためやむなく分団及び班が統合していった結果、令和元年度現在で6方面隊14分団42班体制となった。条例定数は980名を堅持してきたが、実員は839名と条例定数との乖離が大きくなっている。

【表1】組織と実員の推移

年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
体制	方面隊	6	6	6	6	6	6
	分団	16	16	15	15	15	14
	班	48	47	47	45	44	43
条例定数	980	980	980	980	980	980	980
実員数	949	940	958	970	974	958	950
定数と実員の差	31	40	22	10	6	12	30

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020～ (R2)～
体制	方面隊	6	6	6	6	団総計 施行年度
	分団	14	14	14	14	
	班	42	42	42	42	
条例定数	980	980	980	980		
実員数	942	948	927	869	839	
定数と実員の差	38	32	53	111	141	

## (2) 体制維持に向けたこれまでの取り組み

### ① 地域支援団員制度の導入（平成21年度施行）

全国的に消防団員の確保が困難な時代に突入したことを受け、国がその対策として掲げた「機能別消防団員※1制度」を参考として導入したのが、この「地域支援団員制度」である。

この制度は、年々減少傾向にあった基本団員が行う活動のうち、火災発生時の消火活動や地震・風水害などの大規模災害時における救出救助活動等、あらかじめ指定した特定業務だけを行う消防団員を任命することができるもので、減少する基本団員の活動を補完する役割として導入したものである。

導入当初は実員数に対し3パーセントの割合であった地域支援団員数は、その後の基本団員の減少を補う形で増加し、平成29年度には実員総数の25パーセントに達した。一部の班では所属する班員数の半数を超えに至っている。

※1 機能別消防団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員で、時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待された消防団員である。通常の消防団員との区別を図るため、通常の消防団員は「基本団員」、機能別消防団員は「機能別団員」と通称される。

### ② 定年延長制度の導入（平成30年度施行）

平成25年度に施行された「消防団等充実強化法」において、消防団は地域防災力の中核を担う消防機関として明確に位置付けられたことから、本市においても地域防災力の向上を図るうえで消防団の充実強化は喫緊の課題として位置づけられた。

この課題について、消防団自身が検討に検討を重ねた結果、「消防団の活動主体は基本団員であり、消防団の充実強化は基本団員の充実にある。」との結論に至ったことから、基本団員の確保に向けた施策として、先ず導入したのが、この「定年延長制度」である。

この制度は、上記①の制度導入で順調に増加してきた地域支援団員に対し、減少に歯止めがかからない基本団員を確保していくため、「(基本団員の) 定年 (を) 延長 (させることができる) 制度」である。それまで39歳(定年)を向かえる年となる基本団員は、次年度において退団若しくは退団後に地域支援団員に移行するという二者択一の選択を迫られてきた。この制度では、従来を選択に加え、基本団員として定年を延長し、在職し続けられるという選択肢を設けたものである。

この制度導入で、地域支援団員として活動するほかなかった40歳を超える消防団員が、自己の判断において基本団員として継続し在職することが可能となるため、基本団員の確保に直結するものとして導入に至ったものである。

【表2】基本団員の推移

年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
実員数	949	940	958	970	974	958	950
基本団員数	949	911	890	866	846	805	771
実員に占める割合		97%	93%	89%	87%	84%	81%

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020～ (R2)～
実員数	942	948	927	869	839	団総計 施行年度
基本団員数	743	722	693	719	674	
実員に占める割合	79%	76%	75%	83%	80%	

【表3】機能別団員(地域支援団員)の推移

年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
実員数	949	940	958	970	974	958	950
機能別団員数	0	29	68	104	128	153	179
実員に占める割合		3%	7%	11%	13%	16%	19%

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020～ (R2)～
実員数	942	948	927	869	839	団総計 施行年度
機能別団員数	199	226	234	150	165	
実員に占める割合	21%	24%	25%	17%	20%	

(3) アンケート結果から見る実態

在職中の消防団員を対象に行った実態に関するアンケート及び消防団未加入の29歳までの若者を対象に行った加入促進に関するアンケートの結果から導き出された課題等を抽出し、この団総計において展開する施策に評価結果を反映するもの。

なお、アンケート結果については以下のとおりである。

## 消防団員 実態に関するアンケート

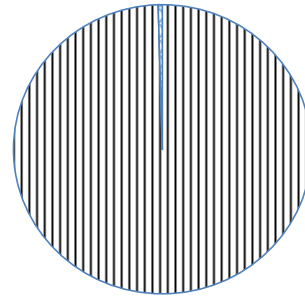
□ 日時 平成29年11月2日～平成29年11月20日

□ 対象 平成29年度在職中の消防団員

□ 送付者数 927名 回答者数 214名(23%)

### 問1 あなたの性別は？

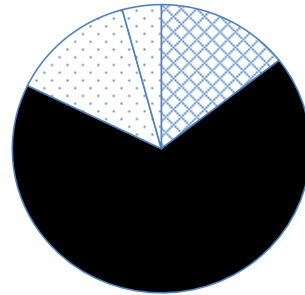
1	男	213	99.5%
2	女	1	0.5%
合計		214	



□ 男  
☒ 女

### 問2 あなたの年齢は？

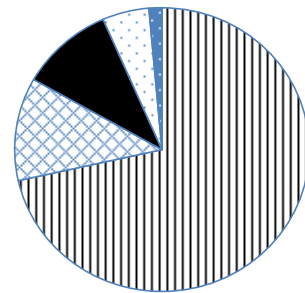
1	10歳代	0	0.0%
2	20歳代	31	14.5%
3	30歳代	145	67.8%
4	40歳代	29	13.6%
5	無回答	9	4.2%
合計		214	



□ 10歳代  
☒ 20歳代  
■ 30歳代  
□ 40歳代  
□ 無回答

### 問3 あなたの職業は？

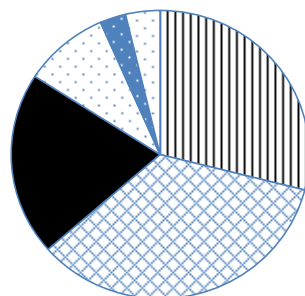
1	会社員	153	71.5%
2	公務員	25	11.7%
3	自営業	22	10.3%
4	その他	11	5.1%
5	無回答	3	1.4%
合計		214	



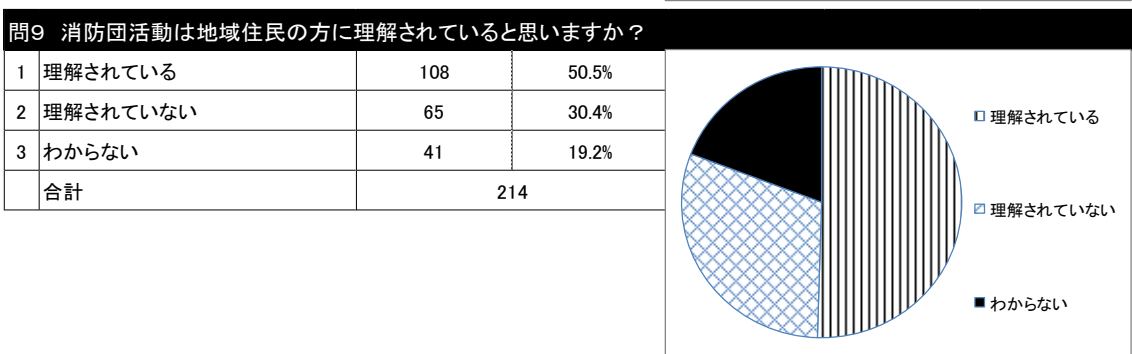
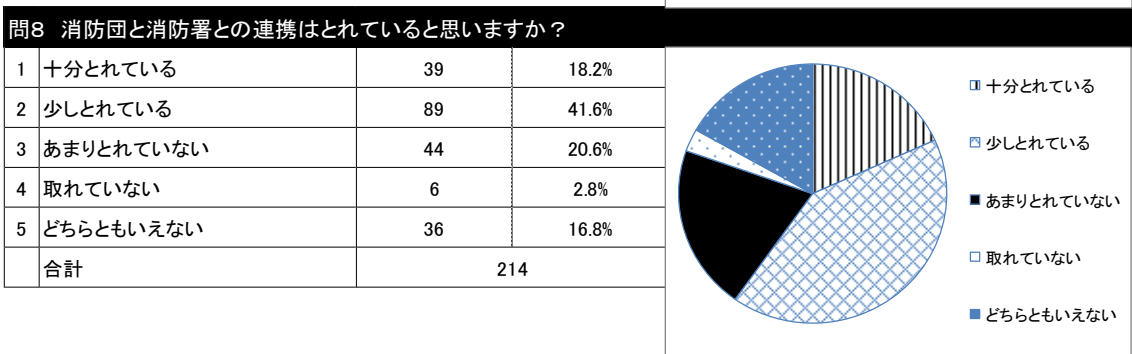
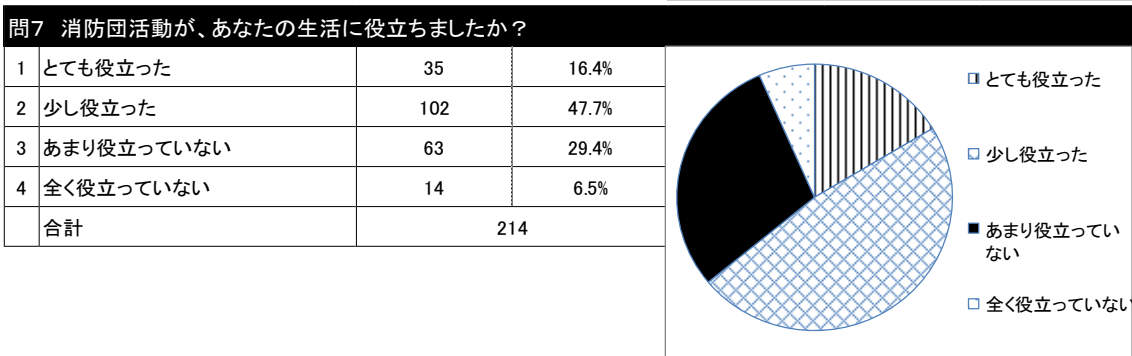
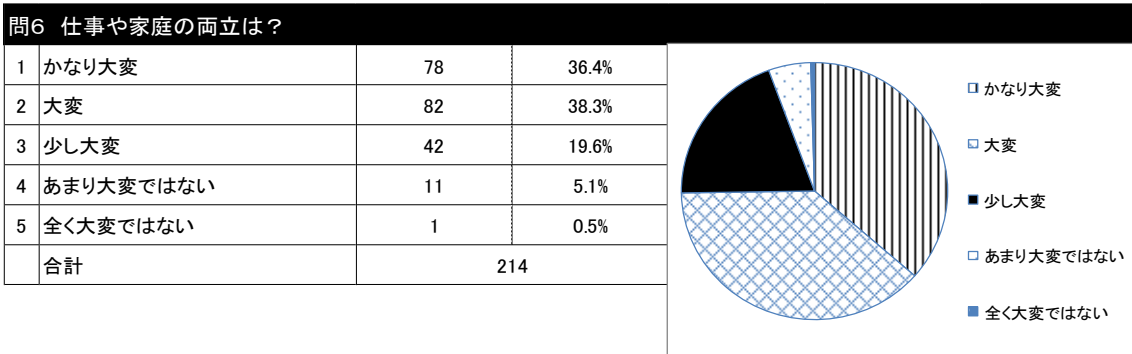
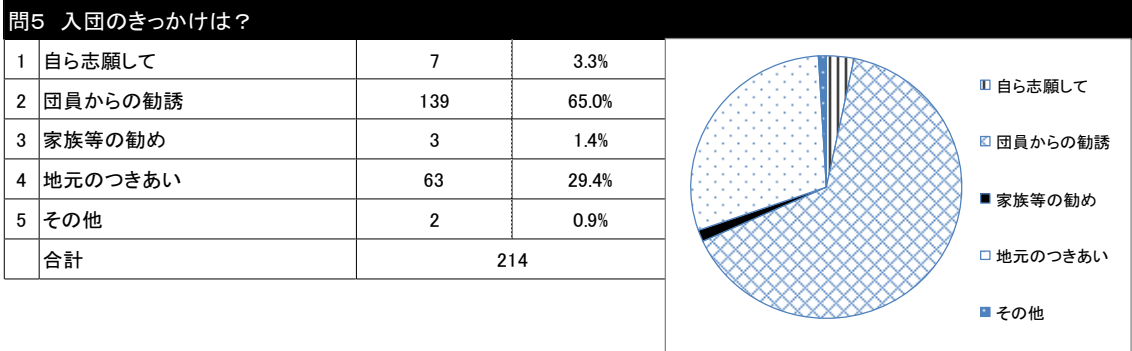
□ 会社員  
☒ 公務員  
■ 自営業  
□ その他  
■ 無回答

### 問4 在職年数は？

1	～5年	62	29.0%
2	6年～10年	74	34.6%
3	10年～15年	44	20.6%
4	16年～20年	20	9.3%
5	21年～	6	2.8%
6	無回答	8	3.7%
合計		214	



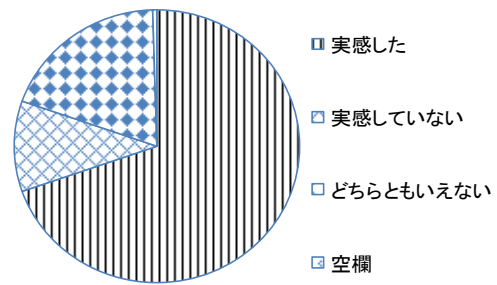
□ ～5年  
☒ 6年～10年  
■ 10年～15年  
□ 16年～20年  
■ 21年～  
□ 無回答





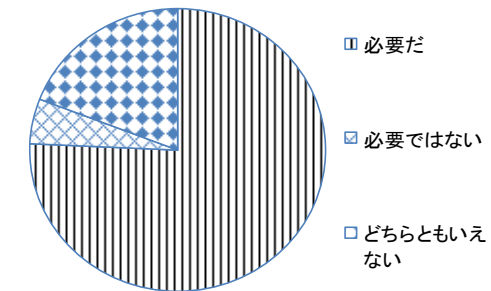
**問10 消防団活動を通じ地域に貢献していると実感したことはありますか？**

1 実感した	149	69.6%
2 実感していない	23	10.7%
3 どちらともいえない	41	19.2%
4 空欄	1	0.5%
合計	214	



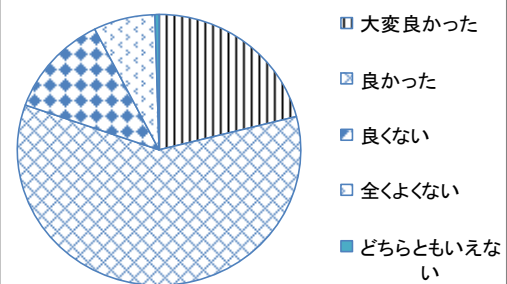
**問11 地域に消防団は必要だと思いますか？**

1 必要だ	162	75.7%
2 必要ではない	11	5.1%
3 どちらともいえない	41	19.2%
合計	214	



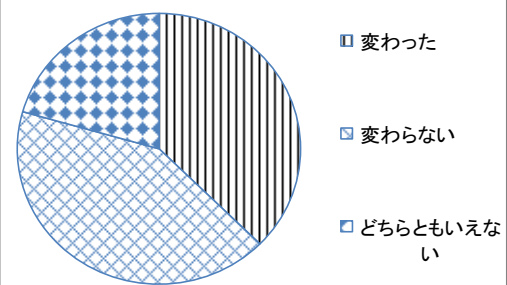
**問12 消防団活動は地域活性化に繋がると感じますか？**

1 繋がる	54	25.2%
2 繋がらない	64	29.9%
3 どちらともいえない	96	44.9%
合計	214	



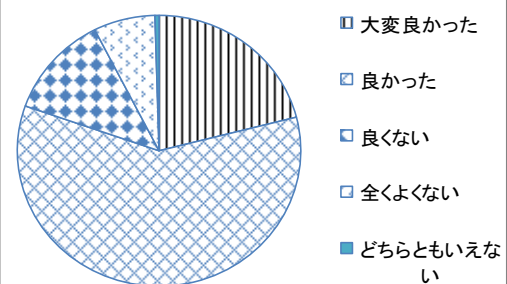
**問13 入団前と入団後では、消防団に対するイメージは変わりましたか？**

1 変わった	80	37.4%
2 変わらない	90	42.1%
3 どちらともいえない	44	20.6%
合計	214	



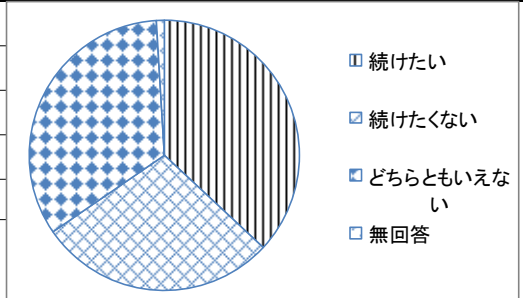
**問14 消防団に入団してよかったと思いますか？**

1 大変良かった	45	21.0%
2 良かった	127	59.3%
3 良くない	26	12.1%
4 全くよくない	15	7.0%
5 どちらともいえない	1	0.5%
合計	214	



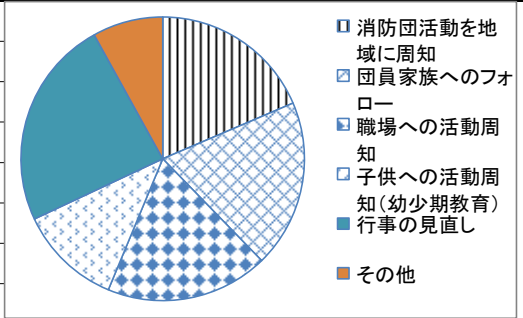
**問15 今後も消防団活動を続けていきたいですか？**

1 続けたい	79	36.9%
2 続けたくない	61	28.5%
3 どちらともいえない	72	33.6%
4 無回答	2	0.9%
合計	214	



**問16 入団希望者を増やすために何が必要だと思いますか？（複数回答可）**

1 消防団活動を地域に周知	90	18.6%
2 団員家族へのフォロー	93	19.2%
3 職場への活動周知	90	18.6%
4 子供への活動周知(幼少期教育)	57	11.8%
5 行事の見直し	116	23.9%
6 その他	39	8.0%
合計	485	

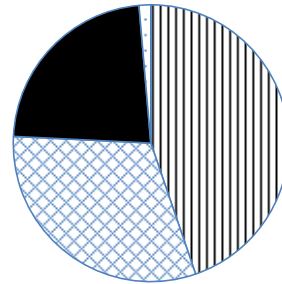


## 若者消防団員加入促進事業 アンケート(男性のみ)

- 日時 平成30年6月1日～平成30年7月13日
- 対象 18歳～29歳まで(高校卒業から)
- 送付者数 1,918名 回答者数 219名(11.4%)

### 問1 あなたの年齢は？

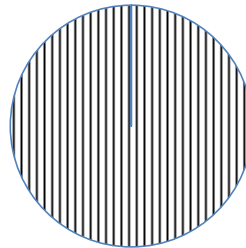
1	18～21歳	98	44.7%
2	22～25歳	68	31.1%
3	26～29歳	50	22.8%
4	無回答	3	1.4%
合計		219	



- 18～21歳
- 22～25歳
- 26～29歳
- 無回答

### 問2 あなたの性別は？

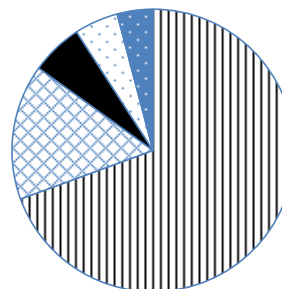
1	男	219	100.0%
2	女	0	0.0%
合計		219	



- 男 □ 女

### 問3 お住まいの地区は？

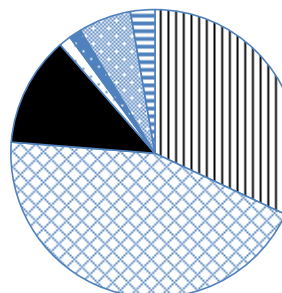
1	新城地区	152	69.4%
2	鳳来地区	34	15.5%
3	作手地区	13	5.9%
4	市外	11	5.0%
5	無回答	9	4.1%
合計		219	



- 新城地区
- 鳳来地区
- 作手地区
- 市外
- 無回答

### 問4 あなたの職業は？

1	学生	70	32.0%
2	会社員	97	44.3%
3	公務員	27	12.3%
4	自営業	3	1.4%
5	パート・アルバイト	3	1.4%
6	その他	13	5.9%
7	無回答	6	2.7%
合計		219	



- 学生
- 会社員
- 公務員
- 自営業
- パート・アルバ
- その他
- 無回答

問5 消防団の活動内容を知っていますか？									
		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	活動内容はだいたい知っている	46	21.0%	18	18.4%	15	22.1%	12	24.0%
2	消防団の活動や行事を見たことあるくらい	66	30.1%	34	34.7%	14	20.6%	18	36.0%
3	消防団という名前だけは知っている	80	36.5%	34	34.7%	30	44.1%	16	32.0%
4	全く知らない	22	10.0%	10	10.2%	9	13.2%	3	6.0%
5	無回答	5	2.3%	2	2.0%	0	0.0%	1	2.0%
合計		219		98		68		50	

問6 あなたが抱く消防団のイメージは？（複数回答可）									
		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	プライベート削られ大変	126	21.6%	45	18.4%	44	23.9%	36	24.0%
2	操法大会の練習がきつい	88	15.1%	34	13.9%	30	16.3%	23	15.3%
3	お酒の付き合いが多く大変	76	13.0%	29	11.8%	22	12.0%	24	16.0%
4	危険	34	5.8%	13	5.3%	13	7.1%	8	5.3%
5	体力が必要	83	14.2%	36	14.7%	31	16.8%	15	10.0%
6	地域のために頑張ってる	114	19.6%	55	22.4%	32	17.4%	27	18.0%
7	カッコいい	21	3.6%	12	4.9%	6	3.3%	3	2.0%
8	楽しそう	2	0.3%	1	0.4%	0	0.0%	1	0.7%
9	面白そう	4	0.7%	2	0.8%	1	0.5%	1	0.7%
10	よく分からない	27	4.6%	16	6.5%	2	1.1%	9	6.0%
11	その他	8	1.4%	2	0.8%	3	1.6%	3	2.0%
合計		583		245		184		150	

問7 そもそも消防団の組織は必要だと思いますか？									
		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	地域にとって絶対必要だと思う	71	32.4%	36	36.7%	21	30.9%	14	28.0%
2	なんとなく必要だと思う	99	45.2%	49	50.0%	31	45.6%	18	36.0%
3	消防なんかなくても困らない	14	6.4%	1	1.0%	6	8.8%	7	14.0%
4	よく分からない	29	13.2%	10	10.2%	10	14.7%	9	18.0%
5	無回答	6	2.7%	2	2.0%	0	0.0%	2	4.0%
合計		219		98		68		50	

問8 あなたの周りの人は消防団に入っていますか？（複数回答可）									
		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	友達や同僚が入っている	40	15.0%	9	7.4%	14	17.1%	16	25.8%
2	学校や職場の先輩・後輩が入っている	40	15.0%	15	12.4%	16	19.5%	9	14.5%
3	親など家族が入っている（入っていた）	67	25.2%	37	30.6%	19	23.2%	11	17.7%
4	顔見知りの人が入っている	52	19.5%	28	23.1%	13	15.9%	13	21.0%
5	周りでは誰も入っていない	60	22.6%	30	24.8%	19	23.2%	11	17.7%
6	無回答	7	2.6%	2	1.7%	1	1.2%	2	3.2%
合計		266		121		82		62	

問9 今までにあなたの自宅に消防団からの勧誘がありましたか？									
		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	あったが自ら断った	27	12.3%	1	1.0%	9	13.2%	16	32.0%
2	不在だったため家族が代わりに断った	14	6.4%	3	3.1%	7	10.3%	4	8.0%
3	勧誘はなかった	172	78.5%	92	93.9%	51	75.0%	29	58.0%
4	無回答	6	2.7%	2	2.0%	1	1.5%	1	2.0%
合計		219		98		68		50	

問9-1 消防団への勧誘を断った理由は？（複数回答可）									
		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	仕事が忙しい	27	35.5%	2	28.6%	12	38.7%	13	33.3%
2	プライベートを大切にしたい	19	25.0%	2	28.6%	9	29.0%	8	20.5%
3	人間関係がめんどうかい	7	9.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	10.3%
4	お酒が飲めない	4	5.3%	0	0.0%	2	6.5%	4	10.3%
5	年上に気を遣いたくない	0	0.0%	0	0.0%	2	6.5%	0	0.0%
6	周りで入っている人がいない	4	5.3%	1	14.3%	1	3.2%	2	5.1%
7	消防団員に嫌いな人がいる	1	1.3%	0	0.0%	1	3.2%	0	0.0%
8	その他	14	18.4%	2	28.6%	4	12.9%	8	20.5%
合計		76		7		31		39	

問9-2 今後もしあなたのところに消防団の勧誘があった場合にどうしますか？（複数回答可）									
		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	喜んで入る	10	5.5%	6	6.5%	3	5.3%	1	3.1%
2	悩むが押し切られてしょうがなく入ってしまいそう	12	6.6%	9	9.8%	1	1.8%	2	6.3%
3	入ってもいいができれば入りたくない のでまずは断る	36	19.9%	22	23.9%	11	19.3%	3	9.4%
4	絶対入りたくないので何度来ても断る 強い意志がある	68	37.6%	29	31.5%	24	42.1%	15	46.9%
5	勧誘に来た人に会わないように居留 守を使う	9	5.0%	1	1.1%	4	7.0%	4	12.5%
6	その他	46	25.4%	25	27.2%	14	24.6%	7	21.9%
合計		181		92		57		32	

		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	地区のお祭り青年団に入っている(入っていた)	40	17.5%	17	16.0%	14	19.7%	9	17.6%
2	ゴミ拾いや道づくりなど地区で行う行事に参加している(参加していた)	26	11.4%	14	13.2%	8	11.3%	4	7.8%
3	盆踊りやお祭りなど地区の行事を見に行ったことならある	101	44.1%	54	50.9%	27	38.0%	19	37.3%
4	一度も参加したことはない	52	22.7%	15	14.2%	19	26.8%	18	35.3%
5	その他	10	4.4%	6	5.7%	3	4.2%	1	2.0%
合計		229		106		71		51	

		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	小学校の頃まで	21	14.5%	11	15.1%	3	7.3%	6	20.0%
2	中学校の頃まで	47	32.4%	24	32.9%	14	34.1%	9	30.0%
3	高校の頃まで	19	13.1%	15	20.5%	2	4.9%	2	6.7%
4	専門学校・大学の頃まで	5	3.4%	1	1.4%	3	7.3%	1	3.3%
5	社会人数年目まで	2	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	6.7%
6	現在も参加している	47	32.4%	22	30.1%	17	41.5%	8	26.7%
7	その他	4	2.8%	0	0.0%	2	4.9%	2	6.7%
合計		145		73		41		30	

		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	Facebook	28	5.8%	7	3.0%	12	8.0%	9	9.5%
2	Twitter	94	19.5%	55	23.3%	25	16.7%	13	13.7%
3	Instagram	49	10.2%	27	11.4%	16	10.7%	6	6.3%
4	You tube	144	29.9%	68	28.8%	45	30.0%	31	32.6%
5	LINE	159	33.0%	76	32.2%	49	32.7%	34	35.8%
6	その他	8	1.7%	3	1.3%	3	2.0%	2	2.1%
合計		482		236		150		95	

		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	消防団の活動内容	51	17.8%	28	21.4%	14	14.9%	9	15.0%
2	消防団のイベント	35	12.2%	18	13.7%	14	14.9%	3	5.0%
3	消防団員の紹介	18	6.3%	7	5.3%	9	9.6%	2	3.3%
4	消防団の処遇	20	7.0%	8	6.1%	7	7.4%	4	6.7%
5	火災情報等の災害情報	60	21.0%	27	20.6%	18	19.1%	16	26.7%
6	特に見ようと思わない	101	35.3%	43	32.8%	31	33.0%	26	43.3%
7	その他	1	0.3%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%
合計		286		131		94		60	

問13 あなたが消防団に入るための条件を”3つまで”教えて下さい。									
		全体		18～21歳		22～25歳		26～29歳	
1	負担が少ない	81	19.0%	42	20.9%	23	16.9%	15	16.9%
//	月に1回	47.7%							
//	月に2回	31.8%							
//	月に3回	11.4%							
//	月に4回	6.8%							
//	2ヶ月に1回	2.3%							
2	活動にやりがいを感じられる	47	11.0%	28	13.9%	12	8.8%	7	7.9%
3	報酬がもらえる	59	13.8%	31	15.4%	16	11.8%	12	13.5%
//	年に5千円～2万円	13.0%							
//	年に3万円～5万円	31.8%							
//	年に10万円～18万円	31.8%							
//	年に20万円～100万円	13.0%							
//	1回5千円	4.3%							
4	友達と一緒になら	31	7.3%	14	7.0%	14	10.3%	3	3.4%
5	お酒を強要されない	40	9.4%	14	7.0%	16	11.8%	10	11.2%
6	ゆるい・楽しい(上下関係があまりない、強制されない)	61	14.3%	30	14.9%	21	15.4%	10	11.2%
7	就職に有利になる	14	3.3%	10	5.0%	1	0.7%	3	3.4%
8	そもそも知らんから分かん	27	6.3%	9	4.5%	12	8.8%	6	6.7%
9	何があっても入らん	39	9.1%	16	8.0%	9	6.6%	14	15.7%
10	その他	28	6.6%	7	3.5%	12	8.8%	9	10.1%
合計		427		201		136		89	



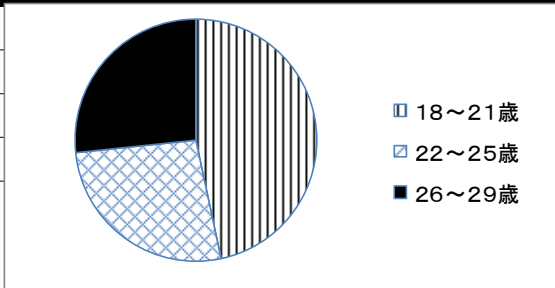


## 若者消防団員加入促進事業 アンケート(女性のみ)

- 日時 平成30年6月1日～平成30年7月13日
- 対象 18歳～29歳まで(高校卒業から)
- 送付者数 500名 回答者数 75名(15%)

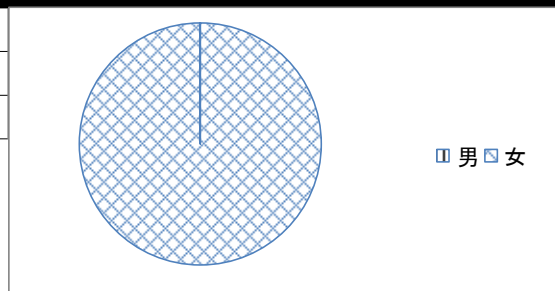
### 問1 あなたの年齢は？

1	18～21歳	35	46.7%
2	22～25歳	20	26.7%
3	26～29歳	20	26.7%
	合計	75	



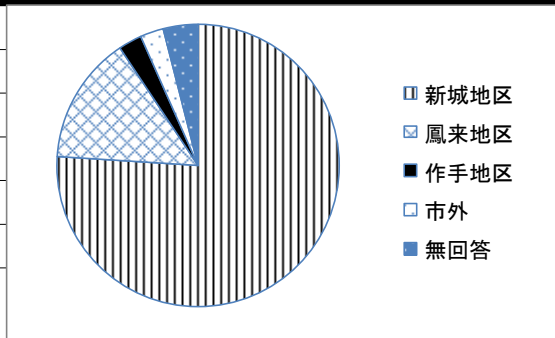
### 問2 あなたの性別は？

1	男	0	0.0%
2	女	75	100.0%
	合計	75	



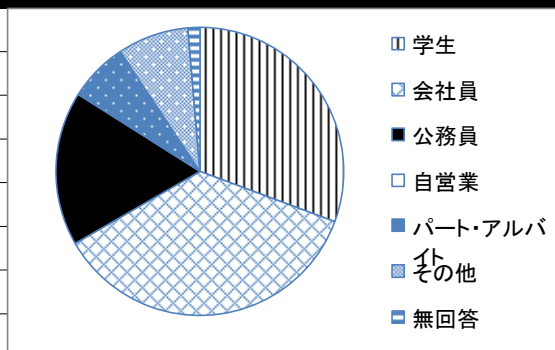
### 問3 お住まいの地区は？

1	新城地区	57	76.0%
2	鳳来地区	11	14.7%
3	作手地区	2	2.7%
4	市外	2	2.7%
5	無回答	3	4.0%
	合計	75	



### 問4 あなたの職業は？

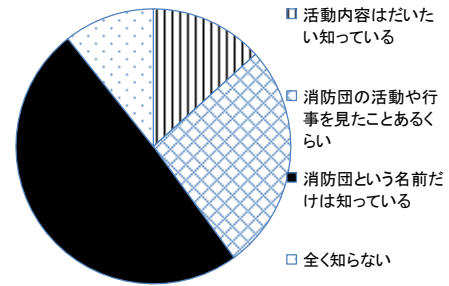
1	学生	23	30.7%
2	会社員	27	36.0%
3	公務員	13	17.3%
4	自営業	0	0.0%
5	パート・アルバイト	5	6.7%
6	その他	6	8.0%
7	無回答	1	1.3%
	合計	75	





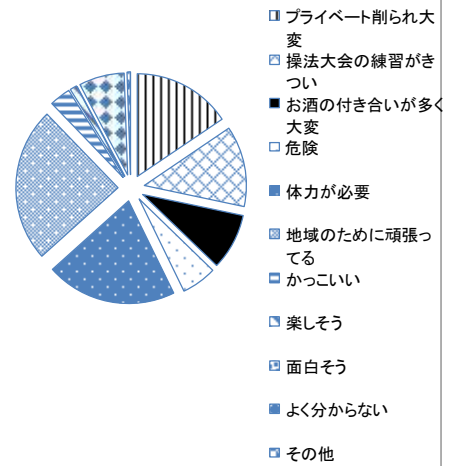
問5 消防団の活動内容を知っていますか？

1	活動内容はだいたい知っている	10	13.3%
2	消防団の活動や行事を見たことあるくらい	20	26.7%
3	消防団という名前だけは知っている	37	49.3%
4	全く知らない	8	10.7%
合計		75	



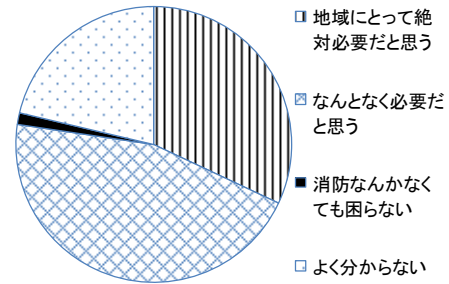
問6 あなたが抱く消防団のイメージは？(複数回答可)

1	プライベート削られ大変	28	15.6%
2	操法大会の練習がきつい	23	12.8%
3	お酒の付き合いが多く大変	16	8.9%
4	危険	10	5.6%
5	体力が必要	37	20.6%
6	地域のために頑張ってる	44	24.4%
7	カッコいい	6	3.3%
8	楽しそう	2	1.1%
9	面白そう	0	0.0%
10	よく分からない	13	7.2%
11	その他	1	0.6%
合計		180	



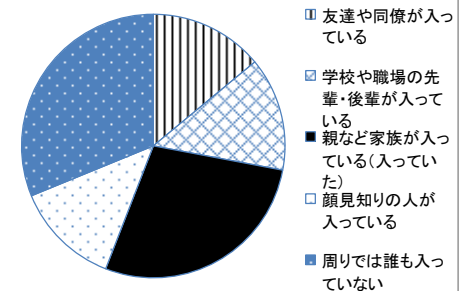
問7 そもそも消防団の組織は必要だと思いますか？

1	地域にとって絶対必要だと思う	24	32.0%
2	なんとなく必要だと思う	34	45.3%
3	消防なんかなくても困らない	1	1.3%
4	よく分からない	16	21.3%
合計		75	



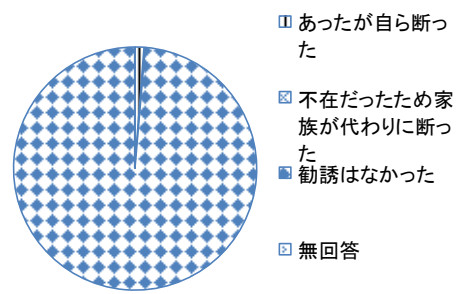
問8 あなたの周りの人は消防団に入っていますか？(複数回答可)

1	友達や同僚が入っている	13	14.0%
2	学校や職場の先輩・後輩が入っている	13	14.0%
3	親など家族が入っている(入っていた)	26	28.0%
4	顔見知りの人が入っている	12	12.9%
5	周りでは誰も入っていない	29	31.2%
合計		93	



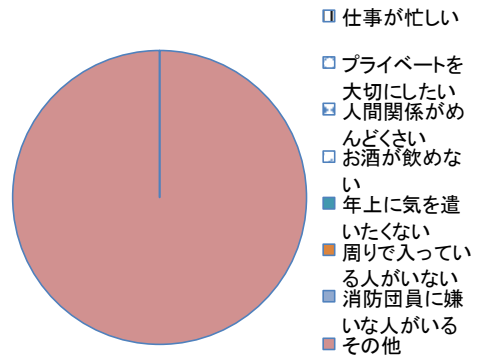
問9 今までにあなたの自宅に消防団からの勧誘がありましたか？

1	あったが自ら断った	1	1.3%
2	不在だったため家族が代わりに断った	0	0.0%
3	勧誘はなかった	74	98.7%
4	無回答	0	0.0%
合計		75	



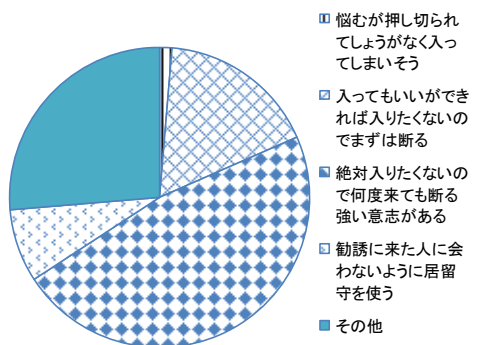
問9-1 消防団への勧誘を断った理由は？（複数回答可）

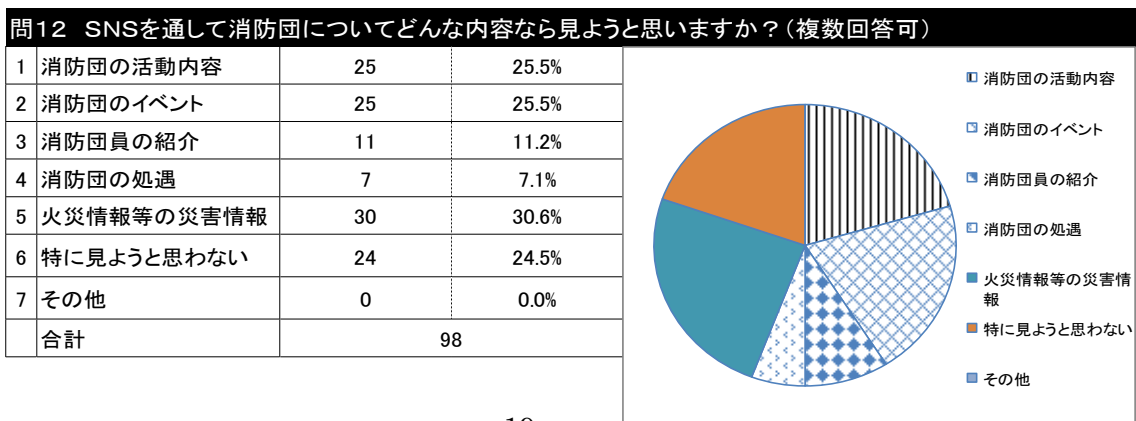
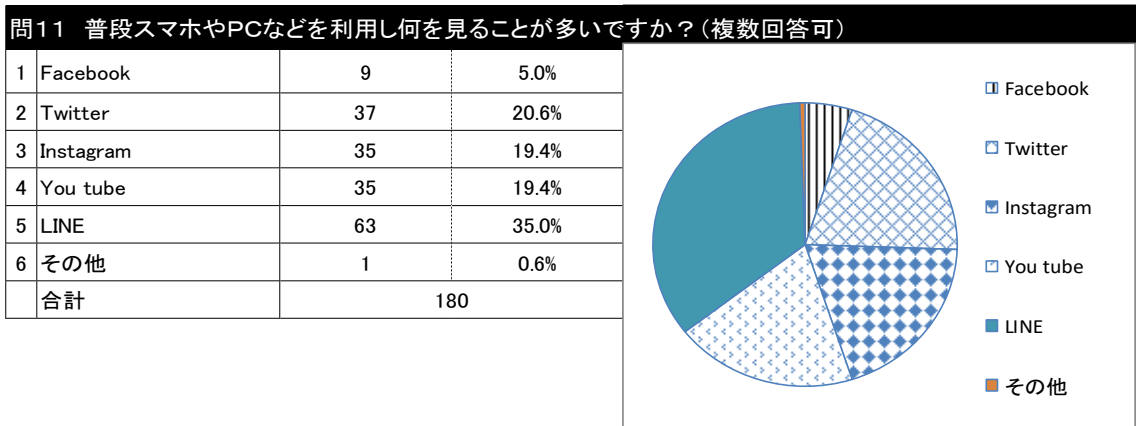
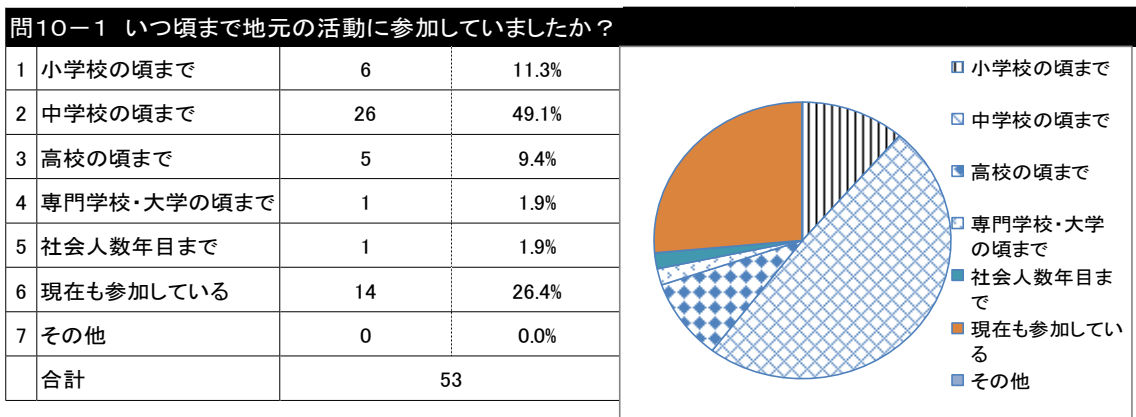
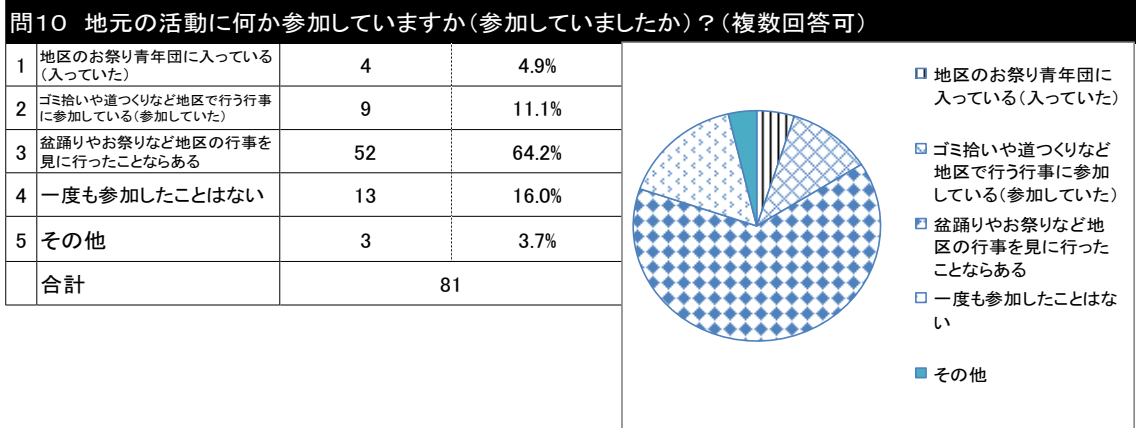
1	仕事が忙しい	0	0.0%
2	プライベートを大切にしたい	0	0.0%
3	人間関係がめんどくさい	0	0.0%
4	お酒が飲めない	0	0.0%
5	年上に気を遣いたくない	0	0.0%
6	周りで入っている人がいない	0	0.0%
7	消防団員に嫌いな人がいる	0	0.0%
8	その他	1	100.0%
合計		1	



問9-2 今後もしあなたのところに消防団の勧誘があった場合どうしますか？（複数回答可）

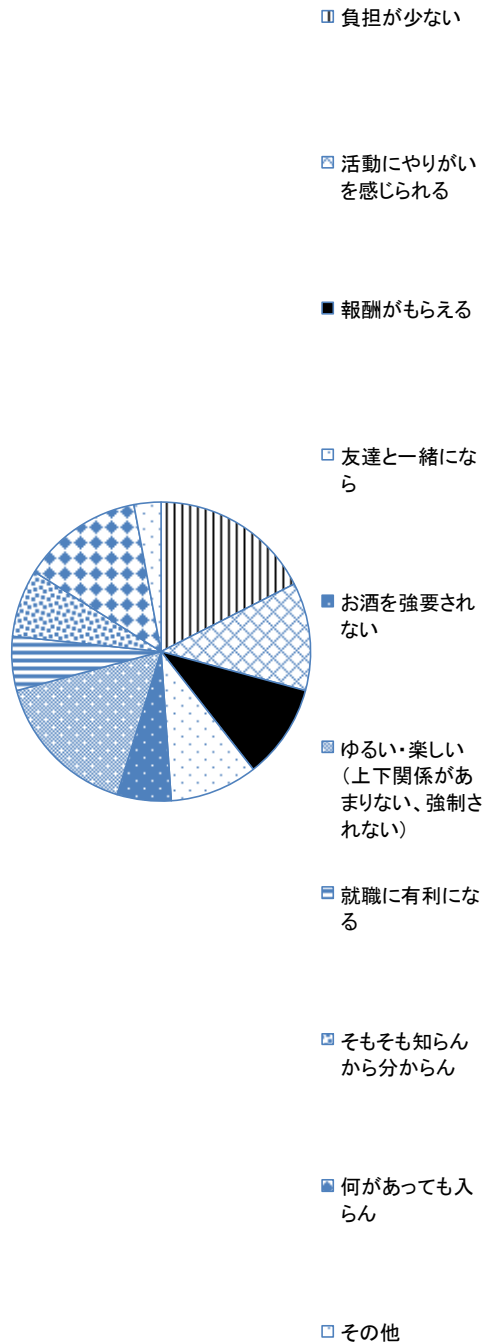
1	喜んで入る	0	0.0%
2	悩むが押し切られてしょうがなく入ってしまいそう	1	1.3%
3	入ってもいいができれば入りたくないのでもずは断る	13	17.1%
4	絶対入りたくないのでも何度来ても断る強い意志がある	36	47.4%
5	勧誘に来た人に会わないように居留守を使う	6	7.9%
6	その他	20	26.3%
合計		76	





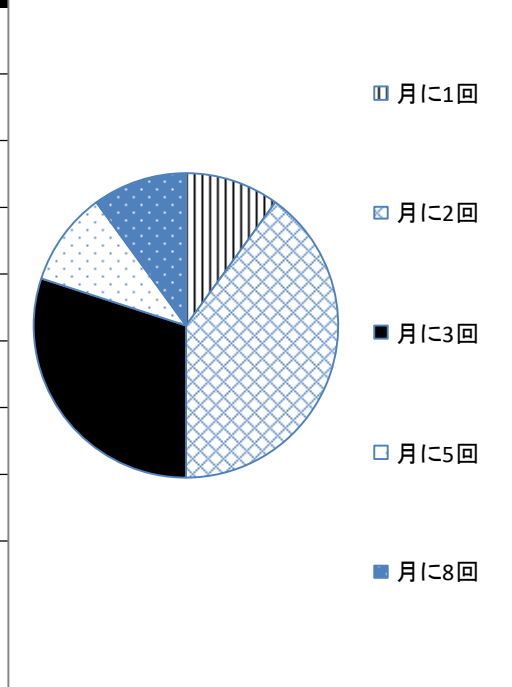
問13 あなたが消防団に入るための条件を”3つまで”教えて下さい。

1	負担が少ない	24	17.5%
2	活動にやりがいを感じられる	16	11.7%
3	報酬がもらえる	14	10.2%
4	友達と一緒になら	13	9.5%
5	お酒を強要されない	8	5.8%
6	ゆるい・楽しい(上下関係があまりない、強制されない)	22	16.1%
7	就職に有利になる	8	5.8%
8	そもそも知らんから分かん	10	7.3%
9	何があっても入らん	18	13.1%
10	その他	4	2.9%
	合計	137	



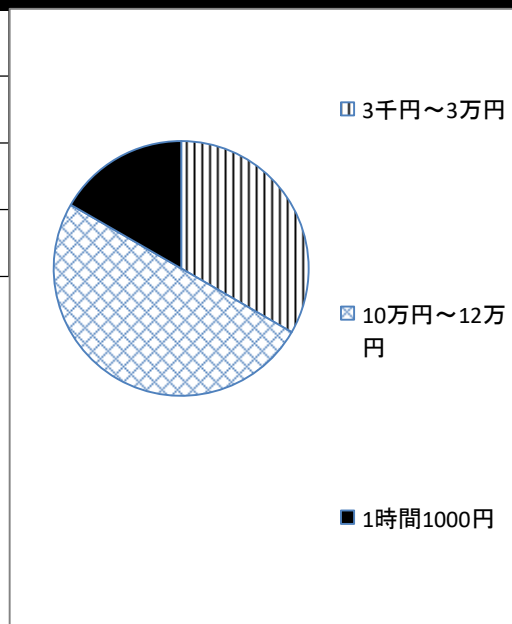
問13において負担が少ないと答えた方の希望出勤日数

月に1回	1	8.3%
月に2回	4	33.3%
月に3回	3	25.0%
月に5回	1	8.3%
月に8回	1	8.3%
月に1~2回	1	8.3%
年に1回	1	8.3%
合計	12	



問13において報酬がもらえると答えた方の希望年間報酬額

3千円~3万円	2	33.3%
10万円~12万円	3	50.0%
1時間1000円	1	16.7%
合計	6	



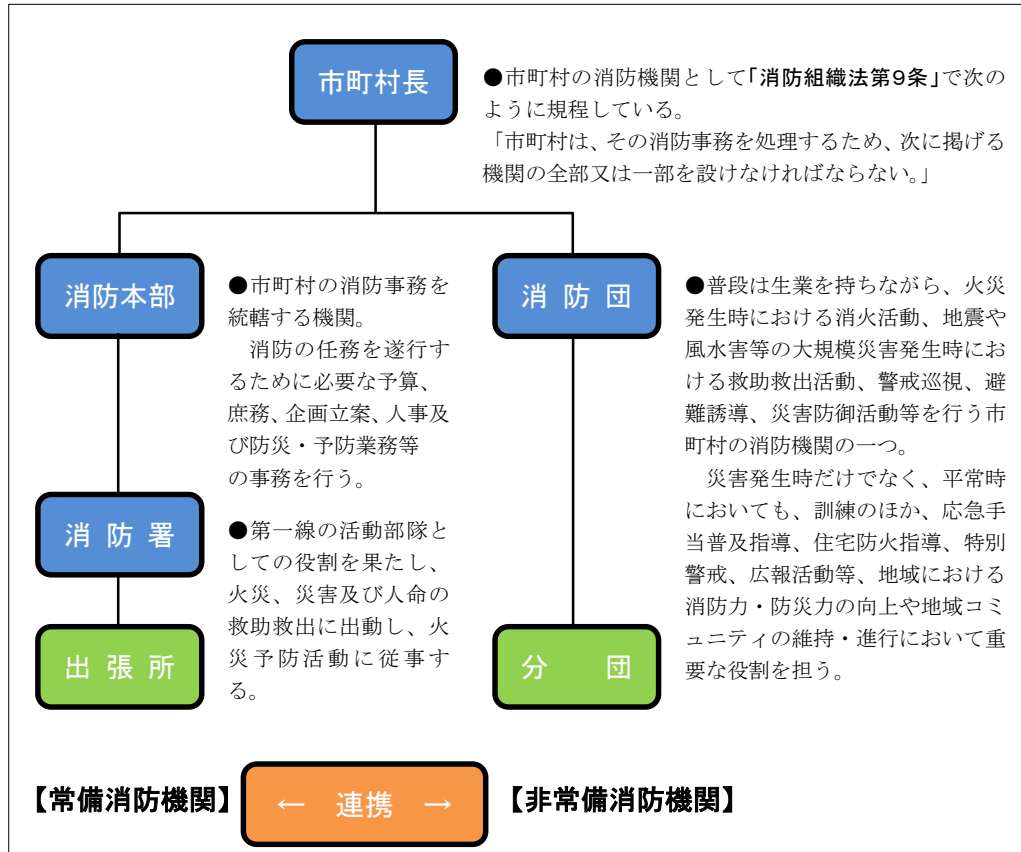
# 基本構想

(2020 年度～2029 年度)

## 第1 消防団のめざすべき将来像

消防団は、日夜、火災をはじめとする災害発生時に現場に駆け付け、危険と背中合わせの中、第一線で活動する組織であるとともに、初期消火、応急手当、火災予防等広く防火防災の地域リーダーとして活動する重要な任務をもった消防機関である。

【表4】消防機関図



そこで、今後消防団を取り巻く環境がどのように変化しようとも、その果たすべき任務※2を遂行するため「最低限必要な組織の“かたち”」を示し、その“任務遂行体制境界線＝消防団ボーダーライン”を割り込むことのないようあらゆる施策を講じ、地域防災力の維持に努めることとする。

※2 消防の任務とは、消防組織法第1条において「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」と規定されている。

その目指すべき消防団の将来像は、次のとおりとする。

## 持続可能な消防団であるために 「消防団ボーダーラインを堅持せよ」

“任務遂行体制境界線＝消防団ボーダーライン”の設定について

団総計の基本構想として設定する「消防団ボーダーライン」とは、「基本団員」に係る人員及び体制の“任務遂行に必要な体制境界線”である。

これは、「消防団の充実強化とは何か。」という問いに対し、消防団自身が導き出した「消防団の活動主体は基本団員であり、消防団の充実強化は基本団員の充実にある。」との答えを理念の根底に置き定めた割り込むことのできない数値目標である。

従って、この計画は「消防団の在るべき姿」を規定するものではなく、「消防団が組織として堅持しなくてはならない境界線」を示すもので、いわば「消防団の最低限必要な姿」を規定するものである。

この計画期間において、地域防災力の中核を担うこの消防団を持続可能な組織とするための“任務遂行体制境界線＝消防団ボーダーライン”を、次に掲げる。



## 【基本構想】

持続可能な消防団であるために

「消防団ボーダーライン」

## 1 「消防団ボーダーライン」の定義

「消防団ボーダーライン」とは、団総計で規定する割り込むことのできない基本団員数の**人員ボーダーライン**と、人員ボーダーラインから算出した維持し続けなければならない組織体制の**組織体制ボーダーライン**とで示す数値である。

## 2 人員ボーダーライン

**消防団員の総数**である「条例定員」を新たに 825 名と改正し、その総数のうち 525 名を**基本団員数**とする。これを人員ボーダーラインとする。

なお、残る 300 名は地域支援団員を含む**機能別団員数**とし、人員ボーダーラインとは別に設ける機能別団員の上限数値とする。

### (1) 消防団員の総数「条例定員」【825 名】

消防団員の総数、いわゆる「条例定員」は、「市が地域の消防防災力を考慮して設定する数値」として、その内訳は、基本団員数と機能別団員数（地域支援団員）とを合算した数値である。

### (2) 基本団員数【525 名】

基本団員は、「すべての災害や訓練等に出動する消防団員」であるため、その人員確保は最重要課題となっており、本計画上では、その任務遂行上の最低人員数を人員ボーダーラインのひとつとして規定するものである。

基本団員数の算定は、国が推奨する「地方交付税算定における消防団員数に基づき算出された数値」と「本市消防団が考察した持続可能な消防団員数の数値」とを比較勘案し、暫定総数を 750 名と定め、その暫定総数の 7 割を任務遂行上の最低占有率とすることで算出する。

### (3) 機能別団員数（地域支援団員）【300 名】

機能別団員は、「特定の活動や役割を担う消防団員」で、基本団員の活動を補完する役割を期待された団員である。

機能別団員数の算定は、基本団員数の算定に用いた暫定総数 750 名に対し、今後、現行の地域支援団員のほかに女性支援団員やラップ支援団員等の新たな機能別団員の創設を視野に捉え、その暫定総数の 4 割を基本団員の活動を支援するための最高占有率とすることで算出する。



### 3 組織体制ボーダーライン

消防団の組織は、**団本部（方面隊を含む）**と**分団**とで構成とする。

分団は、ラップ分団とそれを除く分団（以下「実動分団」という。）で構成され、そのうち実動分団に対し任務遂行に必要な最少の分団数を規定し、これらをもって組織体制ボーダーラインとする。

#### (1) 団本部（方面隊を含む）

団本部は、消防団長と各方面隊長を兼務する6名の副団長とで構成され、消防団の運営を担う最高意思決定機関である。

#### (2) 分団

分団は、団本部（方面隊を含む）の指揮下に置かれた組織で、**ラップ分団**と**実動分団**とで構成する。また、各実動分団内には、分団役員3名を除いた基本団員数に応じて必要な数の班を設置するものである。

##### ① ラップ分団【1分団】

ラップ分団は、分団役員3名を配置し、その他の団員は各実動分団内の班数に応じて派遣された実動分団兼務団員で構成する体制とする。

##### ② 実動分団【最低10分団】

実動分団は、消防団詰所及び消防団車両等の実動用機械器具が配備された分団で、「新城市自治区条例」に規定する地域自治区ごとに最低1分団を設置するものである。

実動分団における基本団員数は、基本団員数525名のうち、団本部役員数7名及びラップ分団役員数3名を除く515名とし、各実動分団の内訳は、消防団の果たすべき任務と本市の地域特性を勘案するとともに、常備消防（消防署）施設からの距離等を考慮し、地域の面積を重視した団員数を算定するとともに、その算定数値を人員ボーダーラインとして規定するものである。

また、実動分団における機能別団員の位置付けは、各分団に帰属することとし、従前の班としていたものを改めるものである。

##### ③ 基本団員数に応じて設置する必要な班

###### ア 消防団詰所

班には、消防団詰所を原則1棟配置することとする。

###### イ 消防団車両等実動用機械器具

班には、ポンプ車又は小型動力ポンプ付積載車のいずれかの消防団車両を原則1台配備することとし、その他実動用機械器具を配備することとする。

なお、班に配備する車両種別は、別に定める。

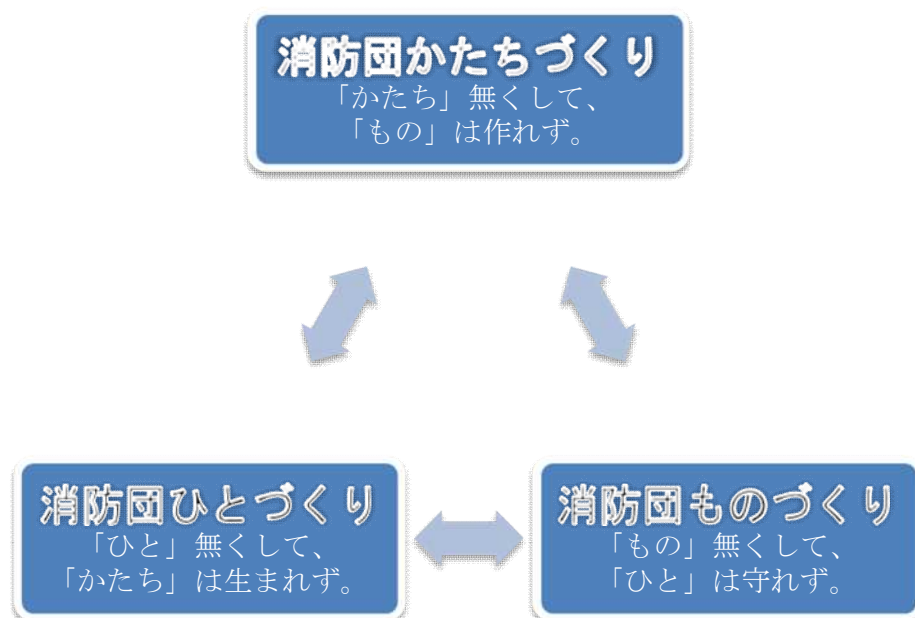
#### ウ 班設置要件

実動分団に配置する班の数は、実動分団における基本団員数によって算定する。その算定は、実動分団ごとに分団役員3名を除く基本団員数に対し、別に定める配備車両種別基準による人員基準数で除して得た整数を班の数とする。

なお、この班配置に係る基準は、組織体制ボーダーラインとは別に設ける基準とする。



## 第2 施策大綱



### 施策大綱に基づく基本計画

#### 1 消防団かたちづくり

- (1) 組織再編に向けた指針を作成します
- (2) 消防団に対する地域の理解を深めます
- (3) 消防団への加入を促進します
- (4) 機能別消防団員の拡充を検討します

#### 2 消防団ものづくり

- (1) 消防団施設を計画的に整備し適正に管理します
- (2) 消防団車両を計画的に整備します
- (3) 消防団の装備及び被服等を計画的に整備します

#### 3 消防団ひとづくり

- (1) 消防団員の知識と技術の向上を図るとともに負担の軽減に努めます
- (2) 消防団員の処遇の改善を図ります
- (3) 消防団員の魅力を発信します

# 基本計画

(2020 年度～2029 年度)

## 施策の大綱 1 消防団かたちづくり

### 基本計画 (1) 組織再編に向けた指針を作成します

#### ○ 考え方・背景

人口減少の進展等により団員確保が困難となることを見込まれます。その結果、現在の分団及び班が維持できなくなり、「消防団ボーダーライン」に近づくことが予測されています。

#### ○ 施策の基本方針

今後、やむなく分団及び班統合を行う場合、消防団（分団）による発議をもって検討がはじまり、消防団（団本部）及び市（消防本部）が更に検討を重ね一定の方向性が結論付けられた後、地域（地域自治区及び行政区）にその理解と協力を求めていく必要があります。

〈取組み内容〉

分団及び班統合のための要領及びフローチャートを作成します

- ・ 消防団用統合フローチャートの作成
- ・ 地域協議会及び構成行政区用統合フローチャートの作成
- ・ 統合までのロードマップを示します
- ・ 統合に際し、分団出動区分の見直しを図ります

#### ○ 関連する主な計画等

消防団等充実強化法

## 施策の大綱 1 消防団かたちづくり

### 基本計画 (2) 消防団に対する地域の理解を深めます

#### ○ 考え方・背景

昨今の住民連帯意識の希薄化により、消防団員の適齢者はいるものの入団に結びつかない傾向にあります。

また、この影響により地域内においても住民間の連携が不十分となり、地域防災力が低下する恐れがあります。

#### ○ 施策の基本方針

地域（地域自治区及び行政区）及び住民に対し、「消防団等充実強化法」の理解を促進し、地域防災力の中核を担う消防団の存在を強く認知してもらうとともに、自主防災会をはじめとする防災組織の対応力向上につながる施策を展開します。

〈取組み内容〉

- ・ 地域（地域自治区及び行政区）及び住民を対象とした「（仮称）消防団勉強会」を開催します
- ・ 地域（地域自治区及び行政区）の要望により「消防団出前講座」を行います
- ・ 「消防団相談窓口」を開設し、消防団に関する要望等を承ります

#### ○ 関連する主な計画等

消防団等充実強化法



## 施策の大綱 1 消防団かたちづくり

### 基本計画 (3) 消防団への加入を促進します

#### ○ 考え方・背景

少子高齢化の進展、被用者の増加、居住地外勤務者の増加等の社会経済情勢の変化により、地域防災の中核を担う消防団の担い手を十分に確保することが困難となります。

#### ○ 施策の基本方針

これまでに実施したアンケート結果を鑑み消防団への積極的な加入が促進されるよう、「自らの地域は自らが守る。」という意識の醸成を図るとともに、加入促進に向け、あらゆる機会を通じ、地域、住民はもとより、企業等事業所や学校等教育機関に積極的に働きかけを行います。

〈取組み内容〉

- ・ 加入促進に向けて地域（地域自治区及び行政区）と深く連携するため、定期的に「(仮称) 加入促進協議会」を開催するよう働きかけをします
- ・ 公務員の加入を促進します
- ・ 団員の大多数が被用者であることから、市内の事業所に対し、消防団未加入従業員への加入促進や、加入済み従業員の消防団活動への理解と処遇向上を呼び掛けます
- ・ 小・中学生を対象に「(仮称) 消防団講習会」を開催し、地域を守るための防災教育の実施を呼び掛けます
- ・ 高校生を対象に「(仮称) 消防団1日体験入団」を開催し、近い将来の消防団への加入に結びつけるとともに、組織の特性を生かした「(仮称) 消防団就職相談会」を行います

#### ○ 関連する主な計画等

- ・ 消防団等充実強化法
- ・ 「消防団の災害対応能力向上」(H30.1 総務大臣書簡)
- ・ 「被用者の消防団への加入促進に関すること」(H29.7 消防庁次長通知)
- ・ 「公務員等の消防団への加入促進」(H29.7 消防庁次長通知)
- ・ 「条例定員と実員数の乖離」(H29.7 消防庁次長通知)

## 施策の大綱 1 消防団かたちづくり

### 基本計画 (4) 機能別消防団員の拡充を検討します

#### ○ 考え方・背景

人口減少の進行等により基本団員の確保がより困難となることが見込まれます。この減少する基本団員の活動を補完する役割を担う「機能別消防団員」の拡充を図り、消防団の総員確保に努め地域防災力の低下を防ぐ必要があります。

#### ○ 施策の基本方針

現在導入している「地域支援団員制度」に加え、「(機能別) 女性団員」、「(機能別) ラップ支援団員」、「学生団員」をはじめ、「大規模災害団員」、「在勤者団員」、「予防広報団員」及び「林野火災支援団員」など、様々な特定業務に特化した「機能別消防団員制度」の導入を検討します。

〈取組み内容〉

- ・ 「(仮称) 機能別消防団員制度検討協議会」の設置
- ・ 「消防団・危機管理アドバイザー」制度の助言の活用

#### ○ 関連する主な計画等

- ・ 消防団等充実強化法
- ・ 「大学生の加入促進に関すること」(H29.7 消防庁次長通知)
- ・ 「女性の消防団への加入促進」(H29.7 消防庁次長通知)
- ・ 「機能別消防団員制度の導入」(H29.7 消防庁次長通知)

## 施策の大綱 2 消防団ものづくり

### 基本計画 (1) 消防団施設を計画的に整備し適正に管理します

#### ○ 考え方・背景

消防団の活動拠点施設である消防団詰所が老朽化すると、災害時に機能を果たさない等、消防力が低下するばかりか、団員士気の低下を招きかねません。

また、分団及び班の統合により不要となった施設等がそのまま放置されると、地域の景観を損ない、場合によっては様々な危険因子となることが考えられます。

#### 【消防団詰所の経過年数】（基準：本計画開始年度）

	10年 以下	11年 ～15年	16年 ～20年	21年 ～25年	26年 ～30年	31年 以上
施設数	10棟	0棟	5棟	10棟	13棟	4棟

#### 【その他消防団施設（器具庫）の経過年数】

	10年 以下	11年 ～15年	16年 ～20年	21年 ～25年	26年 ～30年	31年 以上
施設数	0棟	0棟	4棟	4棟	3棟	7棟

#### ○ 施策の基本方針

消防団施設は、分団を構成する班ごとに、消防車両1台を格納するための車庫を整備します。その施設には、会議や研修、休憩のためのスペース、資器材を収納できるスペース、その他更衣及びトイレ等の機能を付加し、消防団の活動拠点となる消防団詰所とします。なお、地域に根差す消防団を目指すことから、その施設は他のコミュニティー施設と複合化するなど、より地域に密着した在り方を同時に検討していきます。

現有する施設は、市町村合併前に建設されたものが多く老朽化が進んでいます。施設の劣化度や機能が不足する施設を中心に、組織再編を視野に入れた計画的な施設整備を行っていきます。

あわせて、不要となった消防団施設等は、地域環境の観点から計画的に取り壊す等の廃止措置をとっていきます。

〈取組み内容〉

消防団施設を整備、管理及び廃止に係る計画を作成します

- ・ 消防団詰所整備計画の作成
- ・ 消防団施設管理適正化計画の作成
- ・ (仮称) 消防団施設等撤去計画の作成
- ・ その他消防団施設に関する必要な指針等の検討整備

○ 関連する主な計画等

- ・ 消防組織法
- ・ 消防団等充実強化法
- ・ 「新城市公共施設等総合管理計画」
- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」  
(H31.4 消防庁国民保護・防災部 地域防災室発行)
- ・ 「地域防災力の充実強化と消防団」  
(H30.3 公益財団法人日本消防協会発行)

## 施策の大綱 2 消防団ものづくり

### 基本計画 (2) 消防団車両を計画的に整備します

#### ○ 考え方・背景

消防団車両は、消防団のあらゆる活動を支える最も重要な機械器具です。老朽化や機能不良によるトラブルは、消防団の活動能力を著しく低下させ任務遂行に支障をきたします。その結果、消防団消防力及び地域防災力の低下を招くことに直結することになります。

#### 【消防団詰所の経過年数】（基準：本計画開始年度）

	3年 以下	4年 ～8年	9年 ～13年	14年 ～18年	19年 以上
ポンプ車	1台	4台	1台	0台	0台
付積載車	6台	15台	2台	12台	1台

軽トラ	0台	4台	0台	2台	12台
-----	----	----	----	----	-----

#### ○ 施策の基本方針

消防団は、地域防災のリーダーとして位置付けられるなど「共助」の側面を持つ一方、市町村が設置する消防機関として「公助」の役割を担う側面を併せ持つ組織であることから、消防団車両が不具合などで緊急出向に支障をきたすことは避けなければなりません。そのため器具愛護の精神をもって適正に維持管理し、定期的に更新しなければならない機械器具です。

この消防団車両は、分団を構成する班に1台を原則として、消防ポンプ自動車（以下「ポンプ車」という。）若しくは小型動力ポンプ付積載車（以下「付積載車」という。）のいずれかを配備します。その配備種別は、別に定める計画において規定します。

これら消防団車両は、高額な物品であるうえ、年々その価格が上昇しています。適正かつ計画的に更新整備を行う必要があるとともに、体制の変化に合わせた再配備やその適正管理を行っていく必要があります。

#### 〈取組み内容〉

消防団施設を整備、管理及び廃止に係る計画を作成します

- ・ 消防団車両整備計画の見直し

- ・ 消防団車両管理適正化計画の作成
- ・ その他消防団車両に関する必要な指針等の検討整備

○ 関連する主な計画等

- ・ 消防組織法
- ・ 消防団等充実強化法
- ・ 「消防力の整備指針」(H31.3 消防庁告示)
- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」  
(H31.4 消防庁国民保護・防災部 地域防災室発行)
- ・ 「地域防災力の充実強化と消防団」  
(H30.3 公益財団法人日本消防協会発行)

## 施策の大綱 2 消防団ものづくり

### 基本計画 (3) 消防団の装備及び被服等を計画的に整備します

#### ○ 考え方・背景

「消防団等充実強化法」の施行により、消防団が果たす役割は増加し、それにあわせて備えなければならない装備等についても増加しました。これらの装備等の充足率が低いと消防団による有効な活動ができなくなり、地域防災力の低下を招きます。

#### ○ 施策の基本方針

国が示す「消防団の装備の基準」等に従い、機能的で安全性の高い装備、より快適な被服等の整備を計画的に進めていきます。

##### 〈取組み内容〉

消防団の装備及び被服等の整備、管理に係る計画を作成します

- ・ 消防団装備等整備計画の作成
- ・ 消防団装備等管理適正化計画の作成
- ・ その他消防団装備等に関する必要な指針等の検討整備

#### ○ 関連する主な計画等

- ・ 消防組織法
- ・ 消防団等充実強化法
- ・ 「消防団の装備の基準」(H26.2 消防庁告示)
- ・ 「消防団員服制基準」(S26.2 消防庁告示)
- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」  
(H31.4 消防庁国民保護・防災部 地域防災室発行)
- ・ 「地域防災力の充実強化と消防団」  
(H30.3 公益財団法人日本消防協会発行)

## 施策の大綱 3 消防団ひとづくり

### 基本計画 (1) 消防団員の知識と技術の向上を図るとともに

#### 負担の軽減に努めます

#### ○ 考え方・背景

「消防団等充実強化法」の施行により増加した消防団業務を的確に遂行するためには、消防団員として豊富な知識と卓越した技術が要求されます。

これら「ひとづくり」によって培われるソフト面の強化は、「ものづくり」のハード面の強化と同調して充実しなければ、有効な消防団活動を実現できません。

#### ○ 施策の基本方針

地域の防災リーダーとして位置づけられた消防団員は、これまでの火災対応力を強化するだけでなく、大規模災害等にも対応し、かつ、より安全に活動できる知識と技術を身につける必要があります。また、本業をもつ消防団員は、被雇用者率が高いため、団員の負担軽減のためにも活動に費やす時間を有効に活用し、少人数や短時間でも効果的な訓練が行える環境が必要となります。

このように、現在の消防団員の環境に即した訓練や研修等の教育訓練を実施することで、特定の団員に偏った負担を避け、合わせてソフト面の強化を図り、地域防災力向上に努めて行く必要があります。

〈取組み内容〉

消防団員におけるソフト面の強化を図るため、消防団員の環境に配慮して効率的で効果的な教育訓練を計画的に実施します。

また、これらを通じ、消防署、自衛消防組織及び自主防災組織と連携強化を図ります。

- ・ 消防団員教育訓練指針の作成
- ・ 上記指針に基づく訓練計画の作成

#### ○ 関連する主な計画等

- ・ 消防団等充実強化法
- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」  
(H31.4 消防庁国民保護・防災部 地域防災室発行)
- ・ 「地域防災力の充実強化と消防団」  
(H30.3 公益財団法人日本消防協会発行)



## 施策の大綱 3 消防団ひとつづくり

### 基本計画 (2) 消防団員の処遇の改善を図ります

#### ○ 考え方・背景

消防団員は、基本的には郷土愛護の使命感を基礎として活動しており、経済的な利益を目的としているものではないため、報酬や手当については全国的にも低額となっています。

消防団員が誇りをもって生き生きと活動できるよう、その活動に対する社会的な評価のひとつとして、処遇の改善を図ることが重要な課題として位置づけられています。

#### ○ 施策の基本方針

消防団員の社会的な評価のひとつである報酬及び手当について、現在の水準から他市等の動向に配慮しつつ、地方交付税算定基礎額を参考として処遇の改善を、有識者等を交えて検討します。

また、団員とそれを支える家族に適用される、各団体が実施する「消防団応援事業」を推進し、総合的な処遇の改善にも努めます。

加えて、消防団員を雇用する事業所に対し、雇用する団員従業員に対する処遇見直しや加入促進についての働きかけを行うため、既存の「消防団協力事業所制度」を更に推進していきます。

〈取組み内容〉

- ・ 「(仮称) 消防団員処遇改善検討委員会」の設置及び開催
- ・ 「消防団応援事業」推進計画の作成
- ・ 「消防団協力事業所制度」推進計画の作成

#### ○ 関連する主な計画等

- ・ 消防団等充実強化法
- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」  
(H31.4 消防庁国民保護・防災部 地域防災室発行)
- ・ 「地域防災力の充実強化と消防団」  
(H30.3 公益財団法人日本消防協会発行)

## 施策の大綱 3 消防団ひとつづくり

### 基本計画 (3) 消防団員の魅力を発信します

#### ○ 考え方・背景

消防団は、将来において社会環境がどのように変化しようとも、与えられた任務を遂行しなければならないということは法律で規定されているとおりです。地域社会における人道的な観点からもそれは不変的であり、かつ、代替のない組織であるからこそ、その体制は将来にわたり持続可能なものでなければなりません。

この組織体制を持続可能なものとするためには、消防団のみが、いかに尽力しようとも成せるものではなく、それには市、議会、地域をはじめ住民や事業所など、新都市を取り巻く地域社会が同じ目的意識を持ち、この課題に取り組む必要があります。

#### ○ 施策の基本方針

地域社会から高く評価され、地域社会が求め、地域社会が育む組織を目指すため、消防団のあらゆる魅力を、あらゆる機会を通じて、あらゆる手法を用いて発信します。

〈取組み内容〉

「(仮称) 消防団魅力発信基地局」を設置し、消防団の情報発信を一元的に実施

#### ○ 関連する主な計画等

- ・ 消防団等充実強化法
- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」  
(H31.4 消防庁国民保護・防災部 地域防災室発行)
- ・ 「地域防災力の充実強化と消防団」  
(H30.3 公益財団法人日本消防協会発行)

# 資料編

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(平成二十五年十二月十三日)

(法律第百十号)

第百八十五回臨時国会

第二次安倍内閣

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律をここに公布する。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画（第七条）

第三章 基本的施策

第一節 消防団の強化等（第八条—第十六条）

第二節 地域における防災体制の強化（第十七条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第五条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地

等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

## 第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

第七条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

## 第三章 基本的施策

### 第一節 消防団の強化等

(消防団の強化)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団への加入の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、

自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(公務員の消防団員との兼職に関する特例)

第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百四条の許可又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

第十一条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(大学等の協力)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深

めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

(消防団員の処遇の改善)

第十三条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善に係る財政上の措置)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)

第十六条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

## 第二節 地域における防災体制の強化

(市町村による防災体制の強化)

第十七条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)



第十八条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自主防災組織等に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

（市町村に対する援助）

第二十条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

（防災に関する学習の振興）

第二十一条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第二項及び第三項の規定 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日  
（施行の日＝平成二六年四月一日）

二 第十条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

# 新城市消防団総合計画

2020年（令和2年）○月制定

新城市

新城市消防団（事務局：新城市消防本部消防総務課内）

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和元年 11月29日	
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	森 玄成
連絡先（電話）	(0536) 23-7692	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	令和元年度25歳成人式の開催について
----	--------------------

見出しの件について、下記のとおり報告します。

## 記

- 日時 令和2年1月4日（土） 正午～午後4時（受付午前11時30分～）
- 場所 新城観光ホテル 東館
- 概要 成人式から5年が経ち、さまざまな社会の厳しさを経験した25歳が、生まれ育ったまち、愛着のあるまちに一堂に会し、地元への意識・同世代とのつながりを再構築する。
- 内容（案）

11:30	開場・受付
12:00	はじめのあいさつ
12:30	レセプションパーティー
13:30	交流レクリエーション
15:00	抽選会
15:40	おわりのあいさつ
16:00	終了
- 想定人数 200人
- チラシ 別添のとおり



2020年1月4日(土)

- 12:00-16:00 (11:30 受付開始)
- 新城観光ホテル 東館にて ■ 会費 ¥1,000
- 新城市にゆかりのある25歳の方が対象です!
- 参加方法は、QRコードからお申し込み下さい。
- お問い合わせ先 《電話》 0536-23-7692

(新城市役所まちづくり推進課)

《メール》 [machizukuri@city.shinshiro.lg.jp](mailto:machizukuri@city.shinshiro.lg.jp)

詳細と参加申込はコチラ!



# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和元年	11月29日
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	森 玄成
連絡先（電話）	(0536) 23-7692	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	第5期新城市若者議会 活動スケジュールについて
----	-------------------------

## 内容

第5期若者議会の市長答申以降の活動計画を下記のとおり報告します。

なお、内容・場所については議会の進捗によって変更することがあります。

## 記

### 1 第11回若者議会

- (1) 日時 令和元年12月11日（水）午後7時から午後9時まで
- (2) 場所 まちなみ情報センター 2階多目的スペース
- (3) 内容 運営改善の話し合い 等

### 2 第12回若者議会

- (1) 日時 令和2年1月25日（土）午前10時から正午まで
- (2) 場所 新城市役所 4階会議室
- (3) 内容 委員会間の意見交換 等

### 3 市議会との意見交換

- (1) 日時 令和2年2月を予定
- (2) 場所 新城市役所4階会議室
- (3) 内容 各事業からの報告、質疑応答

### 4 第13回若者議会

- (1) 日時 令和2年3月8日（日）午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 まちなみ情報センター 2階多目的スペース
- (3) 内容 運営改善答申の確定  
委員会間の共有 等

## 報道機関発表資料

### 5 第14回若者議会

- (1) 日時 令和2年3月18日(水) 午後7時から午後9時まで
- (2) 場所 新城市役所 4階会議室
- (3) 内容 活動報告会 等

### 6 若者議会市長答申

- (1) 日時 令和2年3月27日(金) 午後7時から午後9時まで
- (2) 場所 新城市議会 議場
- (3) 内容 答申後の活動  
1年を振り返って 等

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和元年	11月29日
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	森 玄成
連絡先（電話）	(0536) 23-7692	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	わかもののまちサミット2020 開催について
----	------------------------

## 内容

「わかもののまちサミット2020」の開催について下記のとおり報告します。

若者のまちづくり参加は、日本全国にも普及しつつありますが、それらの交流は少なく一時的な流行りになってしまい、成熟していないのが現状です。この「わかもののまちサミット」では、まちづくりに取り組む実践者、自治体、若者当事者がお互いの研究から若者参画について学び合い、各地のネットワークを励まし、さらには全国へと波及していくことを目的としています。今回は若者議会がこのサミットに参加し、若者議会のこれまでの成果や在り方を他の自治体へと伝え、意見交換をしていきます。

## 記

### 1 わかもののまちサミット2020 新城市フィールドワーク

- (1) 日時 令和2年1月25日（土）午後0時45分から午後5時20分まで
- (2) 場所 新城市役所 4階 会議室
- (3) 内容 別紙①参照（予定）

### 2 わかもののまちサミット2020

- (1) 日時 令和2年1月26日（日）午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 名城大学 ナゴヤドーム前キャンパス
- (3) 内容 別紙②参照

## 資料①

### わかものまちサミット 2020

#### 愛知県新城市フィールドワーク 1/25 (土)

##### ○趣旨

愛知県新城市では、穂積亮次市長（現市長）の第3期目のマニフェストに若者政策が掲げられたことをきっかけに、平成26年度から若者政策の推進に取り組んでいる。平成27年度には、世界の若者議会の存在を知った若者の提案で、独自予算1,000万円の若者議会が発足することになった。

若者議会の取り組みは5期目になっており、これまでに若者たちから様々な提案がなされている。例えば、図書館の郷土資料室を自習スペースにするものや、防災、教育など、提案も幅広いものである。

今回のフィールドワークでは、若者議会に関わる関係者へのヒアリングや、若者議会の提案を通じて変化を遂げた市内の公共施設の訪問を通じて、若者議会の全容を掴み、地方都市における若者政策のあり方を参加者で検討することを目的とする。

##### ○訪問者（調整中を含む）

- ・穂積市長（新城市長、若者政策をマニフェストに掲げる）
- ・竹下修平さん（新城市議会議員、第1期若者議会議長）
- ・中村春斗さん（新城市役所職員、元若者議会委員）
- ・村松里恵さん（元若者議会委員）

##### ○訪問先

- ・新城市立図書館
- ・まちまみ情報センター
- ・市役所

##### ○タイムテーブル

（10:43 名鉄名古屋 発→（12:45 新城 到着））

12:45-13:15 オリエンテーション/自己紹介 市役所

13:15-13:45 若者議会の説明

13:45-15:30 見学

15:30-17:00 ディスカッション

17:00-17:20 ふりかえり

（17:45 新城駅 発（19:21 名鉄名古屋 到着））

##### ○定員：40-50人（希望者が多い場合は、図書館組と情報センター組の2手に分かれる）



# わかもののまちサミット2020

## 私たちが今つくりたい わかもののまち とは何か？

“わかもののまちづくり”は、自治体、議会、NPO、若者団体など、様々な主体が取り組みを行なっています。地方創生や子どもの権利の実現、シティズンシップ教育など、目的も様々で、その方法も若者会議（議会）といった会議体をつくるもの、商店街や企業・NPOへのインターンシップ、若者による自主プロジェクトのサポートなど、幅広い取り組みが広がっています。

しかし、こうした“わかもののまちづくり”の交流は少なく、それ故にそれぞれの実践が一時の流行りとなってしまい、熟していかない印象も持ちます。また、いわゆる「お飾り参加」の取り組みも多く見られ、ひとりの市民としての子ども・若者を育て、彼らのまちへの参加の権利が保障される社会の実現は程遠いようにも感じます。

そこで本サミットでは、全国で“わかもののまちづくり”に取り組む関係者がお互いに学び合い、①各地の実践を励ますネットワークを構築すること、②“わかもののまちづくり”の考え方と実践を日本全国に波及していくこと、の2つを目的に2020年から開催されることになりました。

**【日時】 2020年1月26日（日）10:00-17:00**

**【会場】 名城大学（ナゴヤドーム前キャンパス）**

参加費：高校生以下 500円 大学生・大学院生 1,000円 一般 2,000円

申込み：裏面をご参照ください

定員：200名

主催：NPO法人わかもののまち 運営：わかもののまちサミット2020実行委員会

協力：名城大学社会連携センターPLAT 後援(予定)：内閣府、愛知県

## 全体プログラム

### 10:00-12:00 全体会「私たちが今つくりたいわかものまちとは何か？」

若者発、行政発、議会発の3つ視点からの報告を聞き、「わかものまち」を考えます。

スピーカー：NPO法人あおもり若者プロジェクトクリエイティブ/青森県青森市（若者発の視点から）

山本彩生, 瀬野航太（新城市若者議会）/愛知県新城市（行政発の視点から）

田口裕斗（NPO法人縁塾）/岐阜県可児市（議会発の視点から）

コーディネーター：

川中大輔（シチズンシップ共育企画/龍谷大学）, 山本晃史（認定NPO法人カタリバ）

### 13:00-15:30 テーマ別分科会

わかものまちづくりに関わる4つのテーマの分科会です。詳しくは下記参照。

### 15:30-17:00 全体振り返り/クローズングセッション

17:00-19:00 交流会（任意参加、高校生以下1,000円、大学生・大学院生3,000円、一般4,000円）

## テーマ別分科会

#### ◆第1分科会

##### 「教育としての参加と権利としての参加」

ゲスト：山本晃史（認定NPO法人カタリバ）

山田恭平（特定非営利活動法人こどもNPO）

コーディネーター：

土肥潤也（NPO法人わかものまち）

#### ◆第2分科会

##### 「わかもの会議」は何を持って成功とするのか？

ゲスト：小泉卓登（富士山わかもの会議）

ユースカウンスル京都

兼子みさと、水野友美子

（若者ぶらっとホームやいばる）

コーディネーター：

水野翔太（名古屋わかもの会議）

#### ◆第3分科会

##### 「わかものまちづくりの

##### バトンを次代にどう繋げるか？」

ゲスト：櫻井龍太郎（生き方工房necota）

滋野正道（京都わかもん会議）

丸山純平（岐阜わかもの会議）

コーディネーター：

川中大輔（シチズンシップ共育企画）

#### ◆第4分科会

##### 「わかもの地域を繋ぐ

##### コーディネーションのあり方を考える」

ゲスト：三木俊和（有限責任事業組合

まちとしごと総合研究所）

仁志出憲聖（株式会社ガクトラボ）

コーディネーター：田口裕斗（NPO法人縁塾）

## 申込み方法/問い合わせ先

#### ◆ウェブフォームからの申込み

右のQRコードを読み取って、

必要項目をご記入の上、お申込みください。

（URL：<https://forms.gle/LYHiQbBh2u4F1CGo7>）



#### ◆問い合わせ先 NPO法人わかものまち事務局

TEL:070-3349-6928

E-mail:wakamono.shizuoka@gmail.com

※事務所に常駐していないためメールの方が確実です

## 〈特別企画〉前日フィールドワーク

#### ◆愛知県新城市「若者議会」を巡るFW【定員50名】

新城市は、2014年頃から若者政策に取り組んでいます。その中心となっているのが、1,000万円の政策提案権を持つ「若者議会」です。今回のFWでは、若者政策をマニフェストに掲

げた穂積市長をはじめ、若者議会の関係者へのヒアリング及

び若者議会の提案で実現した図書館リノベーションの取り組

みなどの見学を行います。申込みは上記の「申込み方法」と同

じです。（高校生以下無料、学生500円、一般1,000円）

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和元年11月29日	
担当課・室	自治振興課	
担当職・氏名	課長	加藤 千明
連絡先(電話)	(0536) 23-7697	
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002	
連絡先(Eメール)	shinshiro-jichi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	しんしろまちなか映画祭2020の開催について
----	------------------------

## 内容

今回で3回目を迎えるこの映画祭は、新城地域自治区予算事業として、地域の有志の方々から構成される新城まちなか映画祭実行委員会により開催されます。高齢男性の外出機会をつくることを目的としておりますが、若い世代の方々や地域外の方々にもご来場いただき、世代や地域を超えて交流する機会とするため、どなたでもご参加いただけます。第1回、第2回の映画祭は、関連企画を含め各1,000名を超えるお客様にご来場いただいております。今回は、この映画祭の集客力をまちなかのにぎわい創出に繋げるため、映画を観るお客様にまちなかの飲食店に立ち寄って頂けるよう、飲食店マップに食レポを盛り込んだ映画祭パンフレットを配布し、前売券を購入していただいた方限定で、協力店から特典を受けることができることとしました。このパンフレットはチケット購入者及び新城地域自治区内で各戸配布予定です。

その他、2月29日(土)のみ「子育て情報誌さくら」による「フリーマーケットde子育てママの交流会」を同時開催し、正午には「しんしろママちゃんブラス」による映画音楽をテーマとしたランチタイムコンサートを実施予定です。また、展示室で行う関連企画の中で、地域内の和菓子店の和菓子販売と駄菓子販売等を行うなど、新たな試みを実施いたします。

## 記

- 1 日 時 令和2年2月29日(土) 上映作品  
「 駅 馬 車 【字幕版】 」 開場 9時30分／上映10時00分から  
「 サウンド・オブ・ミュージック 【字幕版】 」 開場 12時30分／上映13時00分から  
令和2年3月1日(日) 上映作品  
「 モリのいる場所 」 開場 9時30分／上映10時00分から  
「 黒部の太陽 」 開場 12時30分／上映13時00分から
- 2 場 所 新城文化会館小ホール (定員400人／1作品)
- 3 料 金 前売券500円／1作品 当日券800円／1作品  
※前売券令和2年1月4日(土)から新城文化会館、ピアゴ新城店にて販売開始
- 4 関連企画 しんしろまちなかギャラリー ～じいじ、ばあばがこどもだった頃～ (入場無料)  
令和2年2月29日(土)～3月1日(日) 新城文化会館展示室にて  
内容：映画ポスターの展示、昭和30年代頃の子どもをテーマとした展示

令和元年度新城地域自治区予算事業

# しんしろ まちなか 映画祭 2020



2/29 [土]

駅馬車(字幕版)  
開場 9:30 / 上映10:00~



サウンド・オブ・ミュージック(字幕版)  
開場 12:30 / 上映13:00~



The Sound of Music © 1965 Twentieth Century Fox Film Corporation.

3/1 [日]

モリのある場所  
開場 9:30 / 上映10:00~



©2017「モリのある場所」製作委員会

黒部の太陽  
開場12:30 / 上映13:00~



©株式会社三船プロダクション 株式会社石原プロモーション

2020 2/29 [土] → 3/1 [日]

料金：前売券500円/本 当日券800円/本

場所：新城文化会館小ホール 新城市字下川1-1

TEL:0536-23-2122

主催：新城まちなか映画祭実行委員会

後援：新城市教育委員会・新城中部区長会・新城市商工会・[ティーズ]・やしの実FM  
新城ロータリークラブ・新城ライオンズクラブ

協力：とよはしまちなかスロータウン映画祭実行委員会・生活協同組合コープあいち・新城市社会福祉協議会  
新城市老人クラブ連合会・愛知東農業協同組合・新城中学校区生涯学習推進員協議会

発売開始：2020年1月4日(土)からチケット発売開始

販売所：新城文化会館 (0536-23-2122) ・ピアゴ新城店 (0536-23-3111)

問合せ先：新城まちなか映画祭実行委員会事務局【新城市字東入船115番地

TEL.0536-23-7697 E-Mail: shinshiro-jichi@city.shinshiro.lg.jp】

しんしろまちなかギャラリー **入場無料**

～じいじ、ばあばが子どもだった頃～

2020.2/29[土] → 3/1[日]  
9:00～17:00

■場所：新城文化会館展示室

■協力：佐々木順一郎氏(とよはしまちなかスロータウン映画祭実行委員会顧問)

駄菓子・和菓子の  
販売あります!!

関連企画

フリーマーケット de  
子育てママの交流会

2020.2/29[土] 11:00～16:00

■場所：新城文化会館 301会議室/304会議室 ほか

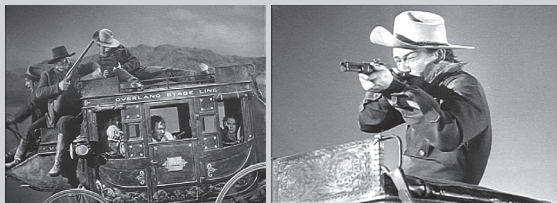
■主催：子育て情報誌さくら

※詳しくは、子育て情報誌さくらのHPをご覧ください。





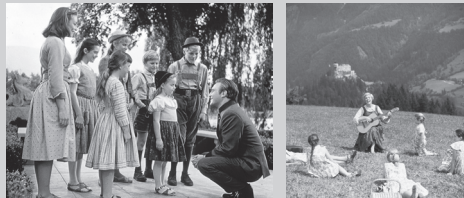
## 「駅馬車」(字幕版)



1939年 ユナイテッド・アーティストズ 96分  
監督:ジョン・フォード 出演:ジョン・ウェイン/クレア・トレバナー

映画史に燦然と輝く西部劇の金字塔。1880年代、アメリカ西部を走る駅馬車に乗り合わせた人々が織りなす人間模様を、巨匠ジョン・フォードが情感豊かに描き出す。クライマックスの迫力ある映像は、いまなお色あせない。

## 「サウンド・オブ・ミュージック」(字幕版)



The Sound of Music © 1965 Twentieth Century Fox Film Corporation.

1965年 20世紀フォックス 172分  
監督:ロバート・ワイズ 出演:ジュリー・アンドリュース

「ドレミの歌」や「エーデルワイス」など、誰もが知る名曲の数々が登場するミュージカルの名作。修道女マリアとトラップ大佐と子供たちとの愛情と音楽に満ちあふれた日々を描く。第38回アカデミー賞5部門受賞。

## 「モリのいる場所」

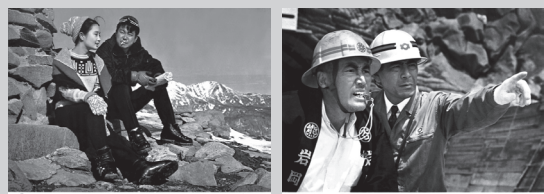


©2017「モリのいる場所」製作委員会

2018年 日活 99分  
監督:沖田修一 出演:山崎努/樹木希林

30年もの間、ほとんど家の外に出ることなく、庭に生きる虫や草などを見つめ描き続けた実在の画家、熊谷守一(モリ)の物語。日本を代表する名優2人が演じる老夫婦のたたずまいから、豊かな人生とはどんなものかを教えられる。

## 「黒部の太陽」

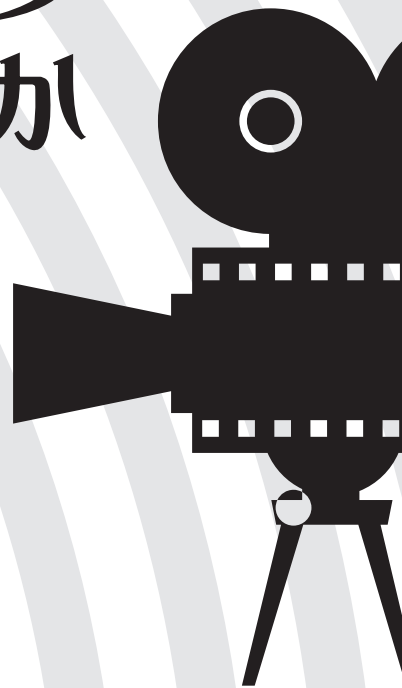


©株式会社三船プロダクション 株式会社石原プロモーション

1968年 日活 196分  
監督:熊井啓 出演:三船敏郎/石原裕次郎

「世紀の大事業」として日本の建設史に残る黒部川第四発電所建設工事。どんな困難にも果敢に立ち向かう人々の物語を、三船・石原の2大スターが映画化。鬼気迫るトンネル工事のシーンは、豊川市内に巨大な再現セットを組んで撮影された。

# しんしろ まちなか 映画祭 2020



### 開催趣旨

しんしろまちなか映画祭は今年で3年目を迎えました。地域の高齢者のみなさんが集まり、楽しみ、おしゃべりする機会として、多くの方々に支えられ、今年も開催できることを大変嬉しく思います。昨年は、1年目を上回る約800名の方々にご来場いただきました。若い世代や新城市外からの方も多く、様々な交流を重ねることができました。今年さらには多くのみなさまにお楽しみいただけるよう、子育てフリマや駄菓子販売など新しい催しも企画しています。また、まちなかマップもつくりました。ぜひこの機会に、まちなかのお店にも足をお運びいただければ幸いです。今年も、みなさまとお会いできますことを心より楽しみにしております。

### 発売開始

2020年1月4日(土)から  
市内各所にてチケット発売開始  
前売券500円/本 当日券800円/本

#### 販売所

新城文化会館 (0536-23-2122)

ピアゴ新城店 (0536-23-3111)

#### 問合せ先

新城まちなか映画祭実行委員会事務局

新城市字東入船115番地

TEL.0536-23-7697

E-Mail: shinshiro-jichi@city.shinshiro.lg.jp

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	日	9 : 00	新城市身体障害者体験発表	新城	新城観光ホテル	東館
		9 : 45	八楽児童寮 クリスマス会	新城	八楽児童寮	集会室
		11 : 00	手をつなぐ育成会 クリスマス会	新城	レインボーはうす	食堂
		13 : 00	民生委員児童委員主任児童委員感謝状伝達式及び委嘱状交付式	新城	新城文化会館	大会議室
2	月	17 : 00	新城警察署年末特別警戒日における激励	新城	新城警察署	3階 講堂
3	火					
4	水	14 : 30	第3回 代表区長会議	新城	本庁舎	4-2会議室
		12 : 30	新城ライオンズクラブ 義援金受納	新城	新城観光ホテル	本館
5	木	13 : 15	新城市教育委員会委員 辞令交付式	新城	本庁舎	市長室
		15 : 30	新城ロータリークラブ 義援金受納	新城	本庁舎	市長室
6	金	10 : 00	市議会定例会本会議 第1日	新城	東庁舎	議場
		16 : 00	五日会	新城	本庁舎	政策会議室
7	土	10 : 00	愛知万博メモリアル第14回愛知県市町村対抗駅伝大会	長久手	愛・地球博記念公園	
		13 : 00	第12回 市民福祉フォーラム	新城	新城文化会館	小ホール
		18 : 00	平成21年度 区長会 懇談会	鳳来	山びこの丘	
8	日	13 : 30	しんしろ男女共同参画フォーラム	新城	本庁舎	4階会議室
9	月	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
10	火					
11	水	10 : 00	市議会定例会本会議 第2日	新城	東庁舎	議場
12	木	10 : 00	市議会定例会本会議 第3日	新城	東庁舎	議場
13	金	10 : 00	市議会定例会本会議 第4日	新城	東庁舎	議場
		18 : 00	奥三河ビジョンフォーラム 決算総会	新城	新城観光ホテル	東館
14	土					
15	日					
16	月	10 : 30	新城北設楽交通災害共済組合 12月定例会	新城	本庁舎	4階会議室
17	火					
18	水	18 : 10	新城防火協会 役員懇談会	新城	新城観光ホテル	本館
19	木	17 : 00	山村振興懇談会	名古屋	KKRホテル名古屋	
20	金	10 : 00	市議会定例会本会議 第5日	新城	東庁舎	議場
21	土					
22	日	10 : 30	県民の森 写生大会 表彰式	鳳来	愛知県民の森	モリトピア
23	月	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 20	浜松三ヶ日・豊橋道路建設促進期成同盟会 要望活動	静岡	静岡県庁	
24	火	13 : 30	新城市まち・ひと・しごと創生本部会議	新城	本庁舎	政策会議室
25	水	9 : 00	議員への定例報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	定例記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
26	木					
27	金					
28	土	18 : 45	新城市消防団年末夜警出発式・特別巡視	新城	消防防災センター	防災会議室
29	日					
30	月					
31	火					